

指定共同生活援助事業所 代表者 様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

障がい者グループホームにおける防火安全体制の徹底について（通知）

障がい者グループホームの防火安全体制については、これまで、集団指導や実地指導等を通じて運営事業者に対し、適切な整備等をお願いしてきたところですが、3月12日に愛媛県松野町の障がい者グループホームにおいて火災が発生し、人的被害が発生しました。

つきましては、改めて「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号。以下「基準条例」という。）第201条において準用する第72条に基づく非常災害対策として、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、下記の点検事項の実施状況を点検するなど、防火安全体制の徹底をお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホームを運営する事業者は、基準条例第201条において準用する第72条に基づく非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的な計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡のための整備状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難・救助等の訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

基準条例第201条において準用する第72条第1項に基づく関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的な計画等をより効果的なものとするためには、日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等の協力が得られるような体制作りを努めること。また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 近隣住民等との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

基準条例第201条において準用する第72条第1項に基づく消火設備の設置状況について点検を行うこと。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	275㎡以上	<p>全ての施設 ※2を除く。</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項八関係</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)		300㎡以上	<p>利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの</p>	500㎡以上	

★平成27年4月から基準を変更
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、**平成30年3月末までの猶予期間あり**。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)



カスタム検索

検索

ページの読み方

メニューから探す

府庁の組織から探す

文字サイズ:

縮小

標準

拡大

トップ	暮らし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・ 子育て	教育・学校・ 青少年	健康・医療	商工・労働	環境・ リサイクル	農林・ 水産業	都市新力・ 観光・文化	都市計画・ 都市整備	防災・安全・ 危機管理	府政運営・ 市町村
-----	------------------	---------------	------------	---------------	-------	-------	--------------	------------	----------------	---------------	----------------	--------------

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [障がい児・障がい者](#) > [障がい福祉サービス指定事業者のページ](#) > 防犯に係る安全の確保について[はじめての方へ](#)[サイトマップ](#)

防犯に係る安全の確保について



更新日:平成30年5月2日

防犯対策マニュアル(ひな型)【大阪府版】について

各施設・事業所等における防犯に係る安全確保対策を推進していただくため、大阪府では、平成28年9月15日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」等を参考に、防犯対策マニュアルのひな型を作成しました。

防犯対策マニュアルの作成又は見直しの参考として、ご活用ください。

また、防犯に係る自主点検表も再掲します。点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて、適宜、追加・修正等を行ってください。

[防犯対策マニュアル\(ひな型\) \[Wordファイル/251KB\]](#)

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表\(再掲\) \[Wordファイル/181KB\]](#) ※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査(厚生労働省社会福祉推進事業)の結果について

厚生労働省社会福祉推進事業により、株式会社インターリスク総研が実施しました標記調査の調査結果に加え、この度、地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブックが作成されましたので、ご案内いたします。

【参考】(株式会社インターリスク総研ホームページ)

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業報告書」

URL:http://www.iric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_report.pdf

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL:http://www.iric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について\(厚生労働省\) \[PDFファイル/42KB\]](#)

防犯に係る安全の確保に関する取組み状況調査(大阪府実施)

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件を契機として、本府におきましては、防犯に係る安全の確保に関する取組状況の調査を実施しました。今回、取組事例を下記のとおり、取りまとめましたのでご参考願います。

[防犯に係る安全の確保に関する取組事例について \[Wordファイル/32KB\]](#)

この殺傷事件を受け、厚生労働省通知(平成28年9月15日障発0915号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」)の記載事項を参考に、防犯に係る自主点検表を作成しました。

点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて適宜、追加・修正等を行ってください。

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表 \[Wordファイル/181KB\]](#)

※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

関係通知

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について \[PDFファイル/298KB\]](#)(平成28年9月15日 厚生労働省通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について\(府通知\) \[Wordファイル/27KB\]](#)(平成28年8月12日 府通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアについて \[PDFファイル/844KB\]](#)(平成28年8月10日 厚生労働省通知)

[警察との協力・連携体制の構築について \[Wordファイル/28KB\]](#)(平成28年8月8日 府通知)

[別紙 \[PDFファイル/43KB\]](#)

[障がい児者の施設、事業所における安全管理の徹底について \[Wordファイル/26KB\]](#)(平成28年7月26日 府通知)

[社会福祉施設等における入所者等の安全確保について \[PDFファイル/111KB\]](#)(平成28年7月26日 厚生労働省通知)

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ



障生第2355号
令和2年2月18日

指定障がい福祉サービス事業者 様
指定障がい児支援事業者 様

大阪府福祉部長

重大事件発生に備えた対応のお願い

今般、府民に危害が及ぶ可能性のある重大事件の発生が続いており、各施設におかれましても、訪問者の確認等、不審者への警戒や施設の施錠管理等にご注意をいただいているところと思います。

府では、裏面のとおり、重大事件の発生に関する情報やそれに対する対応等（施設の休館やイベントの中止等）について、情報を発信しています。各施設におかれましては、これら情報を積極的にご活用いただき、施設の対応検討に引き続き遺漏なきようお願いいたします。

問い合わせ先

〒540-8570

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ

電話：06-6944-6026（直通）

fax：06-6944-6674

メールアドレス：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp

【重大事件発生に関する府の情報発信ツール】

情 報	発信ツール
府内の重大事件の把握	<p>大阪府警察安まちメール (http://www.info.police.pref.osaka.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報（発生日時/発生場所/概要等）や犯罪対策情報等を警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス。「重大事件情報」を登録時に選択いただくと、府内の重大事件について、メールで情報提供がされます。 ・ 別紙をご参考にご登録ください。
府から府民への注意喚起/施設・学校の休館等の把握	<p>治安対策課ツイッター (https://twitter.com/osaka_chiantai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全なまちづくりのための情報を発信。 <p>もずやんツイッター (https://twitter.com/osakaprefPR?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府の公式アカウント。大阪府広報担当副知事もずやんが大阪府のお知らせ等を発信。 <p>※両ツイッターでは、一般的な情報提供に加え、重大事件に対する大阪府の対応（各施設の休館やイベントの中止等）について、必要に応じて情報発信を行います。</p>
障がい福祉サービス事業所等のお知らせの把握	<p>大阪府障がい福祉サービス指定事業者のページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/)</p> <p>障がい児支援指定事業者のページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/)</p>

社会福祉施設等における 災害への備えについて

大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

厚生労働省様式(被災状況整理表)を用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握

【報告フロー】

- ①社会福祉施設等 → 施設所在市町村
- ②施設所在市町村 → 大阪府
- ③大阪府 → 国(厚生労働省)

施設所在市町村の報告先一覧及び様式(記載例)は、
府福祉総務課のホームページに掲載

2 社会福祉施設等における BCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP(事業継続計画)の策定が有効。

福祉部出先機関で策定しているBCP(地震災害想定)
を基に、作成のポイントとなる項目をまとめました。

【作成ポイント】

- ◆ 非常時優先業務
- ◆ 業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆ 業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成する際の手引書を作成

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

【通知概要】

- ◆「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、
「避難指示(緊急)」等の情報の把握(施設管理者等)
- ◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施(施設等)
- ◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての
点検及び指導・助言(府及び市町村)

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの 策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 津波災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間応援協定

(1)施設間応援協定とは (2)協定の目的と効果

◆施設間応援協定の内容

(1)締結主体 (2)協定内容

◆参考となる取組み

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)



「大阪府 社福 災害」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaie/index.html>

社会福祉施設等の被災状況報告 フロー図

【社会福祉施設等から施設所在市町村への情報伝達】

社会福祉施設等 → 施設所在市町村

社会福祉施設等は被害について厚生労働省様式「被災状況整理表」に記載



施設所在市町村へ報告



【市町村から大阪府への情報伝達】

市町村 → 大阪府

市町村は速やかに「被災状況整理表」を確認・整理



大阪府福祉部(福祉総務課)へ報告



【大阪府から国（厚生労働省）への情報伝達】

大阪府 → 国（厚生労働省）

大阪府は速やかに「被災状況整理表」を確認・整理



国(厚生労働省)へ報告

社会福祉施設等の被災状況報告 市町村窓口一覧【障がい福祉】

※ 災害等で市町村役場に連絡がつかない場合は、
大阪府福祉総務課(電話:06-6944-6686、FAX:06-6944-6659)

「市町村名」	「担当部署名」	＜電話番号＞	＜FAX番号＞
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071	06-6202-6962
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	072-228-7510	072-228-8918
岸和田市	福祉部障害者支援課	072-423-9469	072-431-0580
豊中市	福祉部障害福祉課事業所係	06-6858-2229	06-6858-1122
池田市	福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234
吹田市	障がい福祉室	06-6384-1346	06-6385-1031
泉大津市	健康福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780
高槻市	健康福祉部福祉政策課	072-674-7162	072-674-7820
貝塚市	福祉部障害福祉課	072-433-7014	072-433-1082
守口市	健康福祉部障がい福祉課	06-6992-1635	06-6991-2494
枚方市	福祉部福祉指導監査課	072-841-1467(直通)	072-841-1322
茨木市	健康福祉部障害福祉課	072-620-1636	072-627-1692
八尾市	地域福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900
泉佐野市	健康福祉部地域共生推進課	072-463-1212	072-463-8600
富田林市	子育て福祉部障がい福祉課相談係	0721-25-1000(内線434)	0721-25-3123
寝屋川市	福祉部障害福祉課	072-838-0382	072-812-2118
河内長野市	福祉部障がい福祉課	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市	福祉部障害福祉課	072-337-3115	072-337-3007
大東市	福祉・子ども部障害福祉課	072-870-9630(直通)	072-873-3838
和泉市	生きがい健康部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市	健康福祉部健康福祉政策室	072-727-9513	072-727-3539
柏原市	健康福祉部障害福祉課	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市	保健福祉部障害福祉課	072-947-3823	072-957-1238
門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154	06-6905-9510
摂津市	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市	保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市	福祉部福祉総務課	障害者福祉担当:072-939-1106	072-939-0399
東大阪市	福祉部障害者支援室障害福祉事業者課	06-4309-3187	06-4309-3813
泉南市	健康福祉部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596
交野市	福祉部障がい福祉課	072-893-6400	072-895-6065
大阪狭山市	健康福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696
阪南市	福祉部市民福祉課	072-471-5678	072-471-1038
島本町	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
豊能町	生活福祉部福祉課	072-739-3420	072-739-1980
能勢町	健康福祉部福祉課福祉係	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町	健康福祉部地域福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129
熊取町	健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196
田尻町	民生部福祉課	072-466-8813	072-466-8841
岬町	しあわせ創造部福祉課	072-492-2700	072-492-5814
太子町	健康福祉部福祉課	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課社会福祉係	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村	健康福祉課	0721-72-0081	0721-70-2021

障障発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等は、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて障害者支援施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 44 条等の障害者総合支援法等の関係法令において、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について義務付けられているが、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について速やかに点検をお願いします。

（参考 1）関係省令、通知

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（非常災害対策）

第 44 条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(38) 非常災害対策（基準第 44 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものである。

※他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

（参考 2）点検対象施設・サービス

- ①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所
- ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター
- ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未策定又は内容が不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強

化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号)や「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成 30 年 12 月 27 日障障発 1227 第 1 号)等の通知や当該通知の添付資料を参照のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、障害者支援施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の策定状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・ 障害者支援施設等の立地条件 (地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所 (市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路 (避難場所までのルート (複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

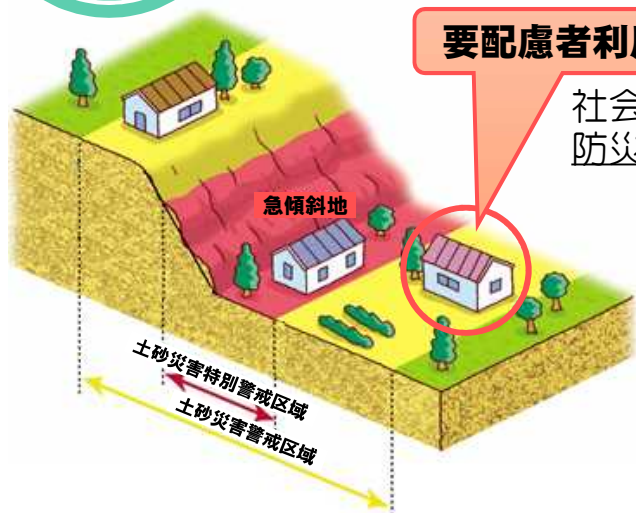
※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

● 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

● 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。

● 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 ➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること
 施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること
 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値※も参考に

屋外では・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、屋外でも、のどの渇きを感じなくても、
こまめに水分・塩分、スポーツドリンクなどを補給する

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
 - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の周り、脇の下、足の付け根など)

水分補給

水分・塩分、スポーツドリンクなどを補給する



自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！

<ご注意>

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。
- ・子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

熱中症についての情報はこちら

▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「健康のため水を飲もう」推進運動

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

職場における労働衛生対策 [熱中症予防対策]

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

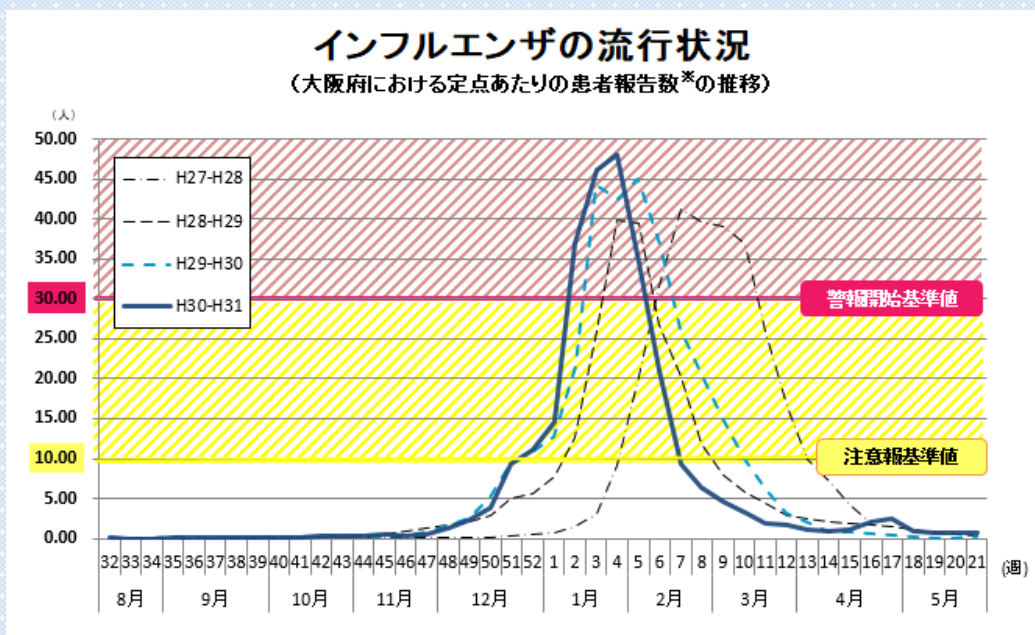
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

冬期に流行するインフルエンザ

インフルエンザは、11月から3月にかけて流行します。

インフルエンザにかかっている人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込むことによる「飛沫感染」や、しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻に触れることによる「接触感染」によって感染します。

その感染力は非常に強く、大阪府では、平成30年に約85万人の方がインフルエンザにかかっています。感染すると38度以上の急な高熱を発症し、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出ます。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化しやすいと言われています。



大阪府インフルエンザ対策
マスコットキャラクター
マウテくん

※「定点あたりの患者報告数」とは、1つの定点医療機関で、1週間の間にインフルエンザ患者と診断され報告があった数のこと。
定点医療機関とは、人口及び医療機関の分布等を勘案して無作為に選定した医療機関のこと。
➤最新の流行状況については、大阪府感染症情報センターのホームページでご確認ください。

【インフルエンザに感染しないために】

日頃からの予防対策をしておくことが重要です。

- こまめに手洗いをを行う
- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 咳、くしゃみがあるときは、「咳エチケット」に心がける
- 流行時には、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える



【予防接種も有効な対策】

- インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低くさせる効果^{*}があります。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化を防ぐのに有効です。
※効果には個人差があり、副反応がでることもありますので、予防接種の際には医師にご相談ください。
- 高齢者（原則65歳以上）は、定期的予防接種の対象者として予防接種を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。



【インフルエンザにかかったときは】

- 咳、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用し、早めにかかりつけ医や最寄りの内科・小児科を受診する
- 家で安静にして、休養をとりましょう。特に睡眠を十分に取る
- 水分（お茶、ジュース、スープなど）を十分に補給する
- 部屋の湿度を50%から60%程度に保つ
- 熱が下がってから2日（幼児は3日）目まで、または症状が始まった日から8日目までは外出しないように心がける



【事業者の皆様へ】

- 職場でまん延しないよう、日頃から室内のこまめな換気や湿度管理（50%から60%）の徹底、消毒用アルコールを常備するなどインフルエンザ対策をお願いします。
- 従業員がインフルエンザにかかってしまった場合、無理をして出勤する必要のないように、配慮をお願いします。



【新型インフルエンザについて】



「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人々が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

《日頃の備え》

- 日頃からマスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。（新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外国から色々な物が輸入できなくなります。さらに、国内で流行すると、外に出かけることができなくなったりします。）
- 日頃から、テレビやラジオなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。



《発生したときのお願い》

- 決められた医療機関での受診をお願いします。（府では、発生して間もない頃には、感染が広がらないように診療を行なう医療機関を限定します。）
- 不要な外出を控える、食料品や日用品の買い占めをしないようにお願いする場合があります。

【参考】

- インフルエンザを予防しよう（大阪府ホームページ）

大阪府 インフルエンザ予防

検索

- インフルエンザ予防のために～手洗い・マスクのススメ（政府インターネットテレビ）

政府 手洗い 動画

検索

- 大阪府新型インフルエンザ等対策（大阪府ホームページ）

大阪府 新型インフルエンザ 対策

検索



今、府民の皆様にご知らせしたいこと —新型コロナウイルス感染症について—

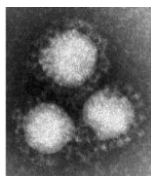
新型コロナウイルス感染症が、大阪府内でも発生しています。厚生労働省や大阪府が発信する正確な情報に基づき、落ち着いて行動してください。

新型コロナウイルス感染症とは？

- インフルエンザや風邪と同様、飛沫感染や接触感染で感染します
- 感染すると、発熱・咳などの呼吸器症状が現れます

<コロナウイルス>

- ・人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス
- ・人が日常的に感染する4種類は風邪のような症状を引き起こします。



コロナウイルス

○飛沫感染

感染している人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込む

○接触感染

しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻を触れる



©2014 大阪府もずやん

予防法

一般的な感染症対策の徹底が効果的です。

● 手洗い



ハンドソープをつかって、こまめに手を洗う習慣をつけましょう。消毒用アルコールも有効です。

● 咳エチケット



咳・くしゃみをする時は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえましょう。

【事業者の皆様へ】

- 従業員の体調管理に留意するほか、消毒用アルコールを常備する等の対策をお願いします。
- サービス業等、不特定多数の方と接触する施設等では、マスクの着用を奨励します。

手洗い・咳エチケット以外にも…

- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える

新型コロナウイルス感染症に感染した不安がある場合は、専用の「府民向け相談窓口」にご相談ください

電話番号：06-6944-8197 ファックス番号：06-6944-7579 (9:00~18:00 土日祝も実施)

※電話番号・ファックス番号のおかけ間違いにご注意ください

詳しくは下記HPよりご確認ください

大阪府 新型コロナ

検索

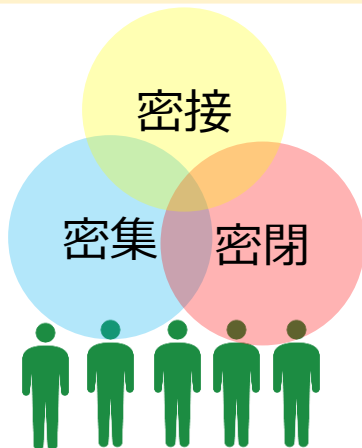


大阪府 健康医療部
保健医療室 感染症対策課

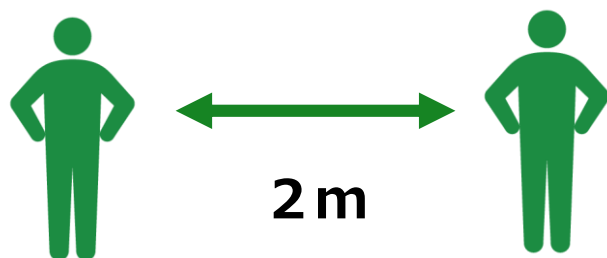
新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、 府民の皆さまにお願いしたいこと

「新しい生活様式」の実践をお願いします

① 「3つの密」を避ける



② 間隔はできるだけ2 m



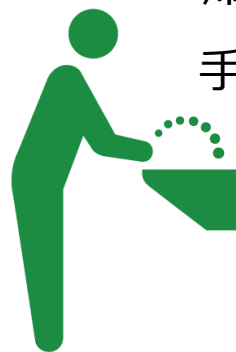
人との間隔は、
できるだけ2 m（最低1 m）空ける

③ マスクの着用



症状がなくても着用

④ 手洗いの徹底



帰宅時、手洗い、顔洗い
手洗いは石鹸で30秒程度

⑤ 新しい働き方



在宅勤務
ローテーション勤務
時差通勤

⑥ 「大阪コロナ追跡システム」



感染者発生に備えた
システムの登録・利用

感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします

大阪府ホームページ : <http://www.pref.osaka.lg.jp/>

ノロウイルスの感染を広げないために！！

～処理の手順を守ろう！～

ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！

ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要です。

② きれいに拭き取ってから消毒する！

ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。

★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので消毒前にまずは汚物をきれいに取り除くことが重要です。



窓を開ける等
換気を十分に！

③ しっかり手洗いをする！

ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをして、手からノロウイルスを落とすことが大切です。

＜タイミング＞

嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後 等



*石けんを使って
流水で！

適切な処理の手順

吐いたとき

- ① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。
- ② ペーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
- ③ 床等に、汚物が残らないように、しっかり拭き取る。
- ④ 拭き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。
- ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。
* ペーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。
- ⑥ 10分後に水拭きする。



衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

- ① ペーパータオル・布等で覆うなど、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。
- ② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水の中で、静かにもみ洗いをする。
- ③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。(素材に注意)
- ④ 他の衣類とは分けて洗う。

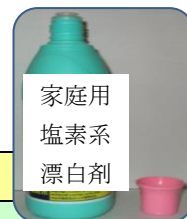
★家庭用塩素系漂白剤につけこむ代わりに、85℃・1分以上の熱湯洗濯を行うことでもウイルスの消毒効果があります。



*もみ洗いした場所は、250倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で消毒し、洗剤を使って掃除をする。

家庭用塩素系漂白剤 希釈方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。
 塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
 (家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)



使用目的	濃度	希釈液の作り方
<ul style="list-style-type: none"> 汚物を取り除いたあとの床等 (浸すように拭き、10分後に水拭きする) 汚物を取り除いたあとの衣類 (10分程度つけこむ) 汚物の拭き取りに使用した ペーパータオル・布等の廃棄 (ゴミ袋の中で廃棄物を浸すよう に入れ、密閉し廃棄する。) 	<p style="text-align: center;">約50倍</p> <p>※濃度 約1000ppm</p>	<p style="text-align: center;">①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分)</p> <p style="text-align: center;">②家庭用塩素系漂白剤 50cc</p> <p style="text-align: center;">バケツ</p> <p style="text-align: right;">キャップ約2杯</p>
<ul style="list-style-type: none"> もみ洗いをしたあとの 洗い場所の消毒 (消毒後、洗剤で掃除すること) トイレの取っ手・トイレドア のノブ・トイレの床などの拭 き取り (拭き取り部位が金属の場合は、 10分後に水拭き) 	<p style="text-align: center;">約250倍</p> <p>※濃度 約200ppm</p>	<p style="text-align: center;">①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分)</p> <p style="text-align: center;">②家庭用塩素系漂白剤 10cc</p> <p style="text-align: center;">バケツ</p> <p style="text-align: right;">キャップ1/2杯弱</p>
<ul style="list-style-type: none"> 作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作りましょう。 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきり明記して日光の当たらない場所で保管しましょう。 家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は未開封でも徐々に劣化していきますので、なるべく新しいものを使用しましょう。 		

ノロウイルスによる 感染性胃腸炎について



- ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季に多いとされていますが、最近では、初夏にかけても集団事例として多くの発症が報告されています。
- 10~100個の少ないウイルス量でも発病するため、人から人への感染が起こります。
- 症状が消えてからも、10日から1か月は糞便中にウイルスが排出されています。

感染経路

- ◇ 患者の糞便や嘔吐物からの二次感染
- ◇ 感染した人が調理などをして汚染された食品
- ◇ ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝など

潜伏期間

- ◇ 通常1~2日

症状

- ◇ 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常1~3日症状が続いた後、回復。

ノロウイルス電子顕微鏡写真提供 大阪健康安全基盤研究所

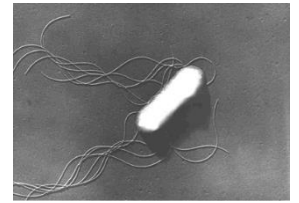
発行元：大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課

令和2年7月作成

腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

感染経路

腸管出血性大腸菌（O157 等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。



O157 電子顕微鏡写真
提供 大阪健康安全基盤研究所

- ★ 食べ物（牛肉やレバーなどは十分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉に触れた箸（焼く箸と食べる箸を使い分けましょう。）
- ★ 患者・保菌者の糞便で汚染されたものや水 など

腸管出血性大腸菌はわずか数十個程度の菌が体の中に入っただけでも発症することがあるため、患者・保菌者の糞便などから二次感染することがあります。

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の潜伏期間と症状



★ 下痢・腹痛・発熱などの症状がある時は、早めに受診しましょう。

潜伏期間：2～14日（平均3～5日）

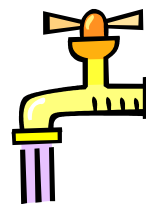
症状：下痢（軽いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

- ※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。
- ※ 発症後1～2週間は、溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

※ HUS：ベロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて発症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを特徴とする状態。
主な症状：尿が出にくい・出血を起こし易い・頭痛など
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

二次感染防止のために

- ★ 普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょう。
- ★ タオルの共用使用はやめましょう。
- ★ 糞便を処理する時は、使い捨てビニール手袋を使いましょう。処理がすんだあとは、手袋をはずし石鹸で手洗いしましょう。（また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気をつけてください。）
- ★ 下痢などで体調の悪いときには、プールの利用はやめましょう。簡易ビニールプール等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。



《注意事項》

（消毒薬等については裏面参照）

- ※ トイレについて：患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は薬局で手に入ります。）
- ※ 衣類などについて：患者・保菌者の糞便のついた衣類などは、熱湯や100倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に30分浸したあと、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょう。（素材に注意）
- ※ 入浴・お風呂について：患者・保菌者がお風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょう。浴槽の水は毎日替え、浴室、浴槽はよく洗い流しましょう。
- ※ 業務について：患者・保菌者が飲食物に直接接触する業務に従事することは、法律で制限されています。

消毒方法について

(消毒薬については、薬局等でご相談ください。)

消毒するもの	使用薬剤など	めやす量
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液10%)	石鹼で手洗い後、 100倍液 (下記参照)に浸して洗浄する
	速乾性擦式手指消毒剤	原液3ccを手のひらにとり、乾燥するまで(約1分間)手に擦りこんで使う
	消毒用エタノール(70%)	
食器・器具・ふきん まな板・おもちゃ等	次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	100倍液 (下記参照)に30分間浸し、 水洗いする
	熱湯消毒	80℃、5分以上(ただし、ふきんは 100℃で5分以上煮沸)
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール(70%)	濃度はそのまま使用し薬液を含ませた紙 タオル等で拭くか噴霧する
	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液10%)	50倍液 (下記参照)を含ませた紙タ オル等で拭く
衣類の消毒	次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	100倍液 (下記参照)に30分間つけた 後、洗濯する
	熱湯消毒	熱水洗濯機(80℃10分間)処理し 洗浄後乾燥させる
風呂場	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液10%)	100倍液 (下記参照)を含ませた紙タ オル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す

消毒液の作り方

- ※ おむつ交換時と便の処理を行なう時は、使い捨てビニール手袋を使用する。
- ※ 次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食性があるので、消毒後、水拭きする。

濃度	希釈液の作り方
50倍液	<p>① 水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2本分)</p> <p>② 薬剤 20cc</p> <p>逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ1杯 約5ccとして 約4杯</p>
100倍液	<p>① 水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2本分)</p> <p>② 薬剤 10cc</p> <p>逆性石鹼 の 場合 薬剤キャップ 1杯 約5cc として 約2杯</p> <p>家庭用塩素系漂白 剤 の場合 薬剤キャップ 1杯 約25ccと して 約1/2杯弱</p>

大阪府

(お問い合わせは最寄りの保健所へ)

大阪府健康医療部感染症対策課 令和2年7月作成

高齢者の結核を 早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- 2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- 健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- 結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- 「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

日常的な健康観察

- 高齢者結核では咳や痰がでない割合も高く継続する体調不良や免疫低下にからむ症状など、日常の健康観察がとても大切です。
- ❑ なんとなく元気や活気がない
 - ❑ 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）
 - ❑ 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ
- 肺炎疑いでも、できれば抗生剤を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生剤の使用状況を記録に残しておきましょう。

高齢者介護に関わるあなたと あなたの大切な人の “健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- 少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- 健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

咳エチケット

- 咳が出る時は、サージカルマスクを着用しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- 身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- 免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- 結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は
保健所に相談しましょう。

健康診断を行った場合には報告しましょう
職員や施設入所されている方の健康
診断を実施した場合には、あなたの地
域を管轄する保健所に報告が必要です。
<詳細>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kekaku02.html>

高齢者介護に関わる人の ための“結核”基礎知識

現在1年間に1万6千人の結核患者が新たに診断されており、その約7割は65歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

〇〇さん、**結核疑い**
だそうです!!



こんな時
どうしたらいいでしょう？

結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- 主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- 結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- 菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- 結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- 発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

<免疫の維持> バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

〇 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

特徴

- 「よくなったり、悪くなったり」しつづ病状が進行し、排菌するようになります。
- 排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での服薬支援

- 原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核(疑い)と診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核(疑い)の方 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

職員や家族等 個室へ入る時は**N95マスク**を着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- 結核(疑い)の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- 窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- 部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- 薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

<N95マスク> 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



N95 マスクの例

～結核の発病は誰のせいでもない～

- 突然、結核(疑い)と言われ、動揺する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

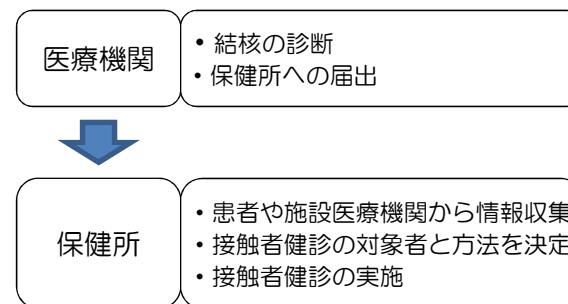
接触者健診について

目的

- 患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- 保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。



主な検査

- 原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

- 施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。
- 必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。
- 結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3か月ほどかかります。
- あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

結核に係る定期健康診断実施報告書

大阪府知事・ 市長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	年 月 日 (年度分)	実施年月	年 月
実施義務者の名称	(代表者名)	連絡先	担当者
			電 話
実施義務者の所在地			

		①医療機関	②介護老人保健施設	③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
		職員	職員	職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者
対 象 者 数 A								
初回胸部エックス線撮影者数 B								
内 訳	間 接 撮 影 者 数							
	直 接 撮 影 者 数(CR含む)							
要 精 密 検 査 者 数								
精 密 検 査 者 数								
内 訳	直 接 撮 影 者 数(CT含む)							
	か ぐ た ん 検 査 者 数							
被発見者数	結 核 患 者							
	結核発病のおそれがあると診断された者							
未 受 診 者 数(A-B)								
内 訳	退職・休職							
	退学・休学							
	妊娠等							
	受診勧奨中							
	その他※ (理由と人数記載)							

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施 設 区 分	実 施 義 務 者	対 象 者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校 等	事業所の長	「職員」	
④ 大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

備考

保健所受付欄

○本報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5の規定により実施した翌月の10日までに、保健所を経由して知事(保健所設置市の場合は市長)に提出すること。

記入例

結核に係る定期健康診断実施報告書

大阪府知事・

市長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	令和 元 年 5 月 10 日(令和 元 年度分)	実施年月	令和 元 年 5 月	
実施義務者の名称	医療法人〇〇会 医師会 医院 (代表者名) 理事長 医師会 太郎	連絡先	担当者	医師会 次郎
			電 話	×× (××××)××××
実施義務者の所在地	大阪府△△市□□町◇-◇-◇			

		①医療機関	②介護老人 保健施設	③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
		職員	職員	職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者
対 象 者 数 A		5						
初回胸部エックス線撮影者数 B		4						
	内							
	間 接 撮 影 者 数							
	訳							
	直 接 撮 影 者 数(CR含む)	4						
要 精 密 検 査 者 数		1						
精 密 検 査 者 数		1						
	内							
	直 接 撮 影 者 数(CT含む)	1						
	訳							
	(再掲) かくたん検査者数	0						
被 発 見 者 数	結 核 患 者	0						
	結核発病のおそれがあると診断された者	0						
未 受 診 者 数(A-B)		1						
	内							
	訳							
	(再掲) 退職・休職							
	退学・休学							
	妊娠等	1						
	受診勧奨中							
	その他※ (理由と人数記載)							

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施 設 区 分	実 施 義 務 者	対 象 者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校 等	事業所の長	「職員」	
④ 大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

備考

保健所
受付欄

○本報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5の規定により実施した翌月の10日までに、保健所を経由して知事(保健所設置市の場合は市長)に提出すること。

職場とH I V・エイズ

・職場で取り組むエイズ

・障がい者雇用を進める事業主の皆様へ

・HIV陽性者と共に働く皆様へ



大阪エイズ啓発
キャラクター
「アイヤン」

HIV = エイズではありません。

「HIV」はウイルスの名前で、「HIV」に感染した人が「HIV陽性者」です。
「エイズ」はHIVに感染したことにより、免疫力が低下し、重い症状がでるようになった状態です。

《参照》

- ・大阪府HP「大阪府エイズ・H I V情報」
- ・「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」
(平成7年2月20日付け 労働省労働基準局長・職業安定局長通達：平成22年4月30日付け一部改正)

《お問い合わせ先》

- ・本冊子内容に関するお問い合わせ
- ・職場内での「H I V・エイズ講習会」の講師選定等企画に関するご相談

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課 感染症・検査グループ

電 話 06-6941-0351 (内線5306)

F A X 06-4397-3242



職場で取り組むエイズ



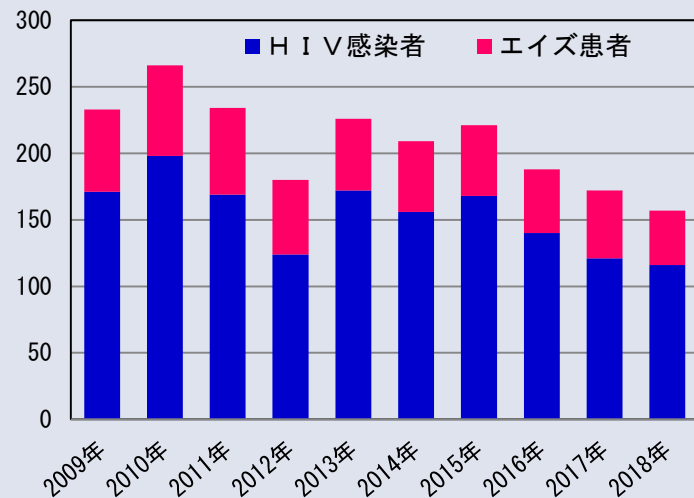
なぜ、職場でエイズに取り組む必要があるのでしょうか。

あなたは、HIV・エイズと聞くと何となく避けていませんか？

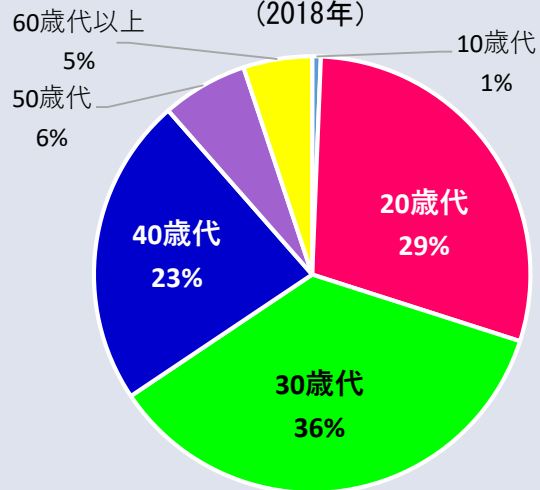
大阪では2018年は、約**160名**の新規HIV感染者・エイズ患者の報告があり、**20代から50代の就労世代が約90%**を占めます。

職場では、HIV感染予防や偏見・差別を解消する啓発等、避けることのできないテーマがたくさんあります。

大阪府のHIV感染者・エイズ患者報告数



大阪府の新規報告者の年齢構成割合 (2018年)



※感染症サーベイランスシステムより大阪府集計

HIV・エイズは、今の治療では、高血圧や糖尿病と同じような慢性疾患です。

エイズは、ウイルスに感染していても自覚症状がないため、気が付きにくい病気です。しかし、ウイルス感染を早期に発見し治療を始めることで、発症を抑え、**今までとほぼ同じ生活を送り働き続けることができます。**

職員一人一人が感染予防に関する正しい知識を持つこと

心配な行為があったら、保健所等で検査を受けること

HIVに感染していても、偏見や差別がなく、働き続けられる職場環境

誰もが働きやすい職場へ！
人材の損失を防ぐことにつながります。



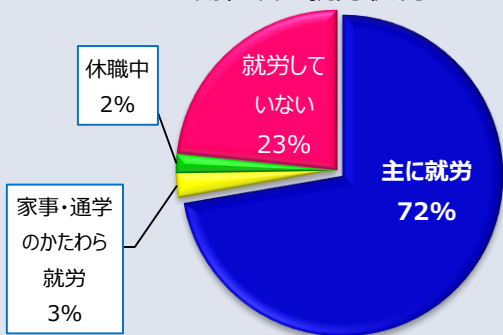
障がい者雇用を進める事業主の皆様へ



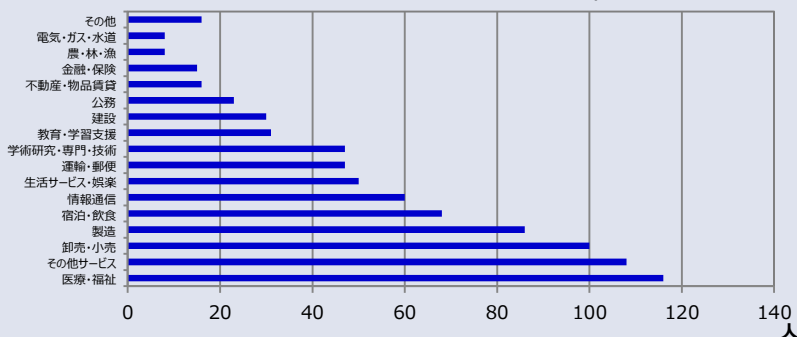
身体障がい者手帳「免疫機能障がい」をご存じですか？

身体障がい者手帳の「免疫機能障がい」は、HIV感染症による免疫の障がいが前提です。
HIV陽性者の約9割が障がい者手帳を取得しており、「障害者雇用率制度」の対象です。

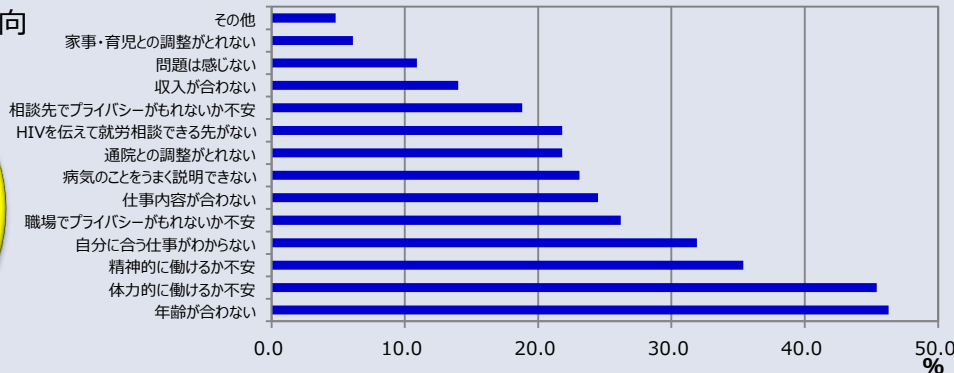
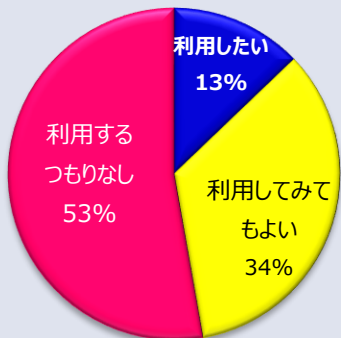
HIV陽性者の就労状況



HIV陽性者の勤務先の業種



障害者雇用制度の利用意向



HIV陽性者の72%が就労中です。
就労先の業種は多様で、原則HIV感染を理由に就労できない業種はありません。
約47%が、「障害者雇用率制度」の利用意向があります。
就労に際し、プライバシー保護や病気の理解に不安を感じている方が多いことがわかります。

(※) 「HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究」
(2014年3月厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
『地域においてHIV陽性者等のメンタルヘルスを支援する研究』より)
「地域におけるHIV陽性者等支援のためのウェブサイト<http://www.chiiki-shien.jp/>」



平成28年4月から

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

HIV陽性者の方に必要な職場での配慮は、「**プライバシーの保護**」「**定期的な通院と服薬**」です。
その他、本人の申し出がない限り、特別扱いは不要です。



HIV陽性者と共に働く皆様へ



「HIV感染・エイズ = 死」ではありません。

治療法の進歩により、早期にHIV感染がわかれば、エイズを発症したり、死に至ることはありません。

他の慢性疾患と同じように、治療を受けながら、変わらず社会生活を続けることが可能です。

HIVは日常生活では感染しません。

HIVの感染経路は、性行為・注射器(針)の共用・母子感染に限られます。一緒に食事や入浴をする、トイレの共有などの日常生活で感染することはありません。

HIVは、日常の職場生活では感染しません。

職場で必要な配慮は？

プライバシーに配慮してください

HIV感染に関わる情報を、どのタイミングで、誰に伝えるか、伝えないは、本人の選択が尊重されます。

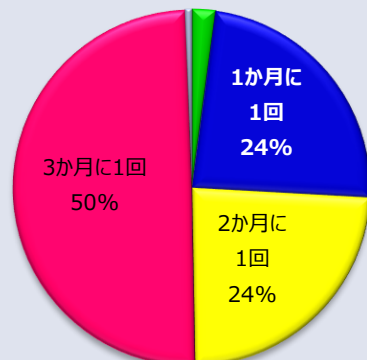
どのような配慮を求めたいのか、必要ないのかも本人と一緒に考えていきましょう。

定期的な通院と服薬が必要です

HIV診療での通院回数

通常、1～3か月に1回の通院

1日1～2回の服薬が必要です。



1か月に2回以上
2%

相談しよう!



本人の申し出がない限り
特別扱いは不要です

他の人の血液に触れる際は
手袋が必要です

傷口のない手指で血液に触れても、HIVは感染しませんが、人の血液の中には、肝炎などの他のウイルスが含まれている場合もあります。他人の出血等の処置の際は、常に素手で行わず、手袋を着用しましょう。

(※)「HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究」
(2014年3月厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
『地域においてHIV陽性者等のメンタルヘルスを支援する研究』より)

イメージではなく、
正しい知識が必要です

たんの吸引等の制度について

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成24年4月1日より、一定の研修課程を修了した介護福祉士及び介護職員等においては、医師の指示、看護師等との連携の下でたんの吸引等の行為を実施することができるようになりました。

対象となる医療行為は

- ① 口腔内のたんの吸引
 - ② 鼻腔内のたんの吸引
 - ③ 気管カニューレ内の痰の吸引
 - ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - ⑤ 経鼻経管栄養
- です。

対象者及び必要とする行為により3種類の認定があります

- 第1号認定 不特定の方に対して①～⑤すべての行為を行える為の認定
- 第2号認定 不特定の方に対して①～⑤の任意の行為を行える為の認定
- 第3号認定 特定の方に対して①～⑤の行為のうち特定の行為のみ行える為の認定

不特定：複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合

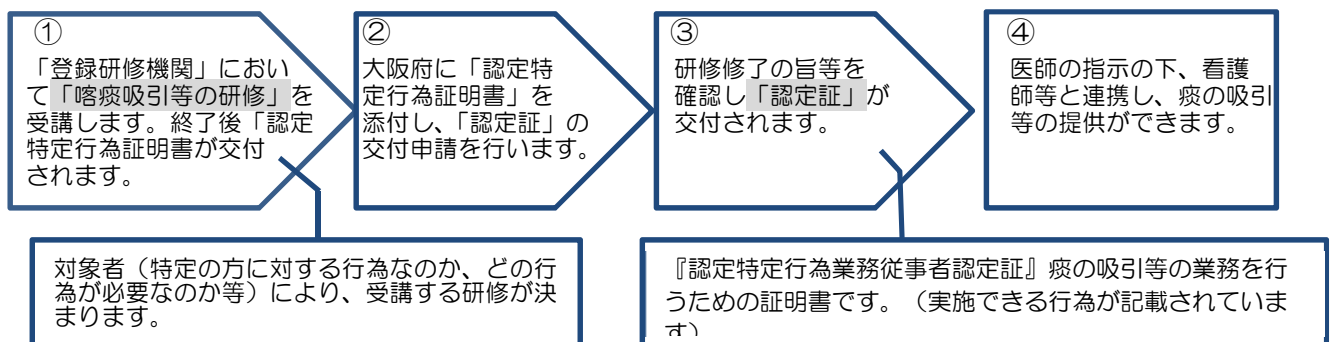
特定：在宅の重度障がい者に対する喀痰吸引等のように、個別性の高い特定の対象者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合

※ 第1～3号の各認定を受けるためには、それぞれに必要な研修を受講し、その後大阪府（都道府県）へ認定証交付申請が必要です。

認定証の交付を受けていない介護職員等は喀痰吸引等の行為を行うことは出来ません。

認定書交付申請の流れ

現在、介護職員として事業所や施設に就業している場合



登録事業者とは

○痰の吸引等を業として行うためには、登録事業者となる必要があります。登録事業者となるには、事業所が登録条件を満たしている旨、大阪府に登録申請することが必要です。

登録研修機関とは

- 介護職員等が「第1号認定」～「第3号認定」認定を受けるために必要な「喀痰吸引等の研修」を行う研修機関です。
- 登録研修機関となるには、都道府県への登録申請が必要です。

よくあるお問い合わせ

- Q 登録研修機関以外で実地指導を受けたが、認定証の申請ができるか。
- A 登録研修機関以外で受ける実地研修は、喀痰吸引等の認定を受けるための研修ではありません。
したがって、登録研修機関で実地研修を受講してください。
※登録研修機関は大阪府以外の都道府県で登録されていても問題ありません。
- Q 第1号の認定証を所持している。今回、人工呼吸器を装着している利用者に対して喀痰吸引等の行為を行ってもよいか。
- A 第1号の認定証に「人工呼吸器装着有」の記載があれば問題ありません。 記載がなければ人工呼吸器装着者に対して行為は出来ません。 再度、人工呼吸器装着者に対する実地研修を受講の上、認定証の申請が必要です。

※申請書類、研修機関一覧、詳しい制度等の案内については、大阪府のホームページもご参照下さい。
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/h23tantokuteikensyuu.html>)

○ご注意ください

以下の場合には登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対し、要件を満たさない実務者研修を実施し、修了証を交付した場合
→ 登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→ 介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）

連絡先 大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課指定・指導グループ
Tel 06-6944-6026
Fax 06-6944-6674

介護福祉士が事業所において、喀痰吸引業務を行うまでの流れ

※喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります

介護福祉士養成施設で「医療的ケア」の教育または「実務者研修」を修了している介護福祉士
※該当者については、裏面注1参照

実務者研修（医療的ケア）を修了していない介護福祉士

「実務者研修」を受講または登録研修機関にて基本研修（講義 50 時間＋演習）を受講

勤務先の事業所（施設）において、必要な行為についての
実地研修を受講

※事業所（施設）は、厚労省通知喀痰吸引等研修実施要綱（H24.3.30 社援発 0330 第 43 号）別添 2 に定める審査方法に留意して、修得程度の審査等を行う。

※事業所（施設）は、大阪府へ「登録喀痰吸引等事業者」としての登録届出が必要。すでに「登録特定行為事業者」として登録がある事業者は、**業務方法書及び実地研修責任者の変更登録届が必要。**
（必要書類等については、大阪府のホームページにて確認）

登録研修機関において
実地研修を受講

事業所（施設）から、「実地研修修了証明書」を受領

登録研修機関から「研修
修了証明書」を受領

（財）社会福祉振興・試験センターに、実地研修を修了した
喀痰吸引等行為の登録申請を行う ⇒ 登録証に付記され
た喀痰吸引等の行為が可能

※注 2

大阪府へ第 1 号研修または
第 2 号研修修了者として認
定書の交付申請を行う。

※事業所（施設）は「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録変更届出書」により
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

* 「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の修了者管理簿
を作成し、修了証の交付状況を定期的に（少なくとも年 1 回以上）大阪府へ報告する。

※注1 実務者研修（医療的ケア）を修了している介護福祉士について

- ・平成30年1月に試験を受け3月に介護福祉士資格を取得した者以降は、実務者研修（医療的ケア）を修了しています。
- ・上記以前に介護福祉士資格を取得した者は、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない可能性があるため、必ず書面で修了を確認する必要があります。

※注2 登録研修機関で実地研修を修了した介護福祉士について

- ・登録研修機関で実地研修を修了した者は、認定特定行為業務従業者として認定を受け、喀痰吸引等行為を行うことも可能です。

○用語について

「登録喀痰吸引等事業者」

- …社会福祉士及び介護福祉士法第48条の三および同法施行規則第26条の二に規定。介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者。

「登録特定行為事業者」

- …同法附則第20条に規定。認定特定行為業務従業者が特定行為を行う事業者。

新たな手数料納付方法について

- ・第1号・第2号の研修修了者が従事する事業所を登録する場合や、不特定認定証の交付申請をする場合は手数料の納付が必要です。
- ・下記2種類からお選びいただけます。

●POSレジによる現金収納（主に来庁による申請方法）

- ①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入
※バーコードが汚損されると
読み取りができませんので、
ご注意ください。



- ②府庁等に設置された納付窓口へ
申請書を提出し、手数料のお支払い



申請書右上に手数料納付済みの
証明として印字致します。

- ③申請窓口へ印字済みの申請書・その他
必要書類を提出



●コンビニにおける収納（主に郵送による申請方法）

※一部選択いただけないコンビニもございます。コンビニ取扱手数料が別途必要です。

- ①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入
HP内の大阪府コンビニ納付サービ
スから申込みを行い、支払い用番号
を取得



▼お申込み時に発行される支払用番号

(例)
受付番号：123456
電話番号：0312345678

- ②コンビニ店内端末での
操作・発券



コンビニ設置の端末で
「受付番号」・「電話番号」を
入力し申込券を出力する

- ③レジでのお支払い

申込券をレジに提示
お支払いをする



受け取った「大阪府手数料
納付済証」は申請に必要と
なるため、なくさないよう
に注意してください。

- ④申請窓口へ申請書・
その他必要書類・
大阪府手数料納付済証
を郵送（来庁申請も可）



大阪府内障がい福祉サービス提供事業所の皆さまへ

高次脳機能障がい支援 コンサルテーションのご案内

作業の手順がなかなか覚えられなく、職員がずっとついておかないといけないので大変なだけです。。

カッとなると、周りの声が入らなくなるみたい。大きな声を出すから他の利用者さんが怖がってるんですけど。。

予定を忘れてしまうので、就職のための面接の約束ができない。本人は就労を希望しているのだけどどうしたら良いかな。。

突然怒り出して、「うるさい」など暴言をはくんですけど、どうしたら良いかな。。



大阪府障がい者自立相談支援センター高次脳機能障がい支援コーディネーター（ケースワーカー、心理職）が事業所にお伺いし、支援者の皆さまの相談に応じます

高次脳機能障がい支援コンサルテーションとは

支援者の方が支援が難しいと感じている高次脳機能障がいの事例について、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方とともにいき、今後も事業所で支援をしていくためにどうすればいいのか、ご本人さんやご家族の方の支援について、一緒に考えます。

対象

支援コンサルテーションを希望する大阪府内の障がい福祉サービス事業所（事例に関しては、援護の実施機関が大阪府内のケースが対象です）

申込方法

高次脳機能障がいの方の援護の実施市区町村障がい福祉担当課経由でご相談ください。

問い合わせ先

大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課
（大阪府高次脳機能障がい支援拠点機関 相談部門）

※大阪府高次脳機能障がい相談支援センターと同じです。

TEL：06-6692-5262（平日 9時～17時45分）

HP：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html>

精神障がい者の就労定着支援を目的とした 「就労サポートカード」をご活用ください!!

精神障がい者の就労サポートカードとは

精神障がいのある方が働き続けるために何をどのように支援すべきかを検討の上、適切に対応していくためのツールとして、平成28年5月に大阪府福祉部自立支援課が作成いたしました。

ここがポイント!!

- ・企業と就労支援機関、医療機関が連携し、精神障がいがある方の職場定着支援を行います。
- ・障がい特性や状態像、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することができます。

こんな場面でご活用いただけます

- 企業(雇用主)への「情報提供のツール」として
- 企業(雇用主)が困ったときに相談する「連絡先を明確にするツール」として
- ケア会議などで決まった「支援の方向性を可視化するツール」として

精神障がい者の就労サポートカードの作成・利用の流れ

実習開始

基本情報カードの作成

企業に就職

連絡先・定着支援カードの作成・利用

本人の状況を把握

睡眠不足や、集中力の低下などにより、業務に支障が出始めた際には対応が必要

企業から連絡する

企業は連絡先カードに記載されている支援機関の担当者に連絡し、ケア会議を開催

ケア会議を開催する

本人の状況を企業が聴き取りしながら支援機関と支援の方向性を決定

引き続き支援を実施

支援内容を本人・企業・支援機関で確認し、引き続き支援を継続

ここがポイント！

「基本情報」
「連絡先」
「定着支援」
の3枚のカードを
場面ごとで
活用していきます。

詳しい内容や、サポートカードの各様式のダウンロードについては大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

ご協力をお願い～活用事例の募集について～

現在、「就労サポートカード」の活用事例を募集しております。

今後の「就労サポートカード」の普及や改訂の参考とさせていただきますので、ご協力いただける場合は、大阪府自立支援課(06-6944-9178)までお申し出ください。

働くうえで必要な自己理解を深める 「発達障がい者のための就労サポートカード」をご活用ください!!

発達障がい者のための就労サポートカードとは

発達障がい者のための就労サポートカードは、障がいのある方本人と支援者が、訓練や実習、職場で働いた経験を、面談などを通じて振り返りながら、働くうえでの強みや事業主に伝えるべき配慮事項などを整理するアセスメントツールです。主に、「得意・苦手を整理するシート」「セルフケアと配慮事項を整理するシート」の2種類で構成されています。

ココがポイント!!

このカードの特徴は、本人と支援者双方の考え（評価）を対比して書くようになっていているところです。実習経験や面談での振り返りを重ねつつ、本カードを使用することで、双方の考え（評価）の差異を埋めながら、働く上で必要な自己理解や、支援者と本人の共通理解が深められるようになっていきます。

①得意・苦手を整理するシート

なぜ使うの？

就労場面での強みや、配慮が必要なことについて、本人と支援者が一緒に考えるために使用します。本人と支援者の認識（評価）に差異があれば、それを埋めながら本当に必要な配慮事項や強みを整理・検証します。

いつ使うの？

本人側：訓練や実習等を積み重ね、自身の作業（就労）経験がある程度話せるようになった段階で使用します。
支援者側：必ず、支援者としての基本的なアセスメントと、本人との関係性が、ある程度できた段階で使用してください。

どうやって使うの？

面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら一緒に作成します。

得意・苦手を整理するシート

長く続けられた仕事、好きだった仕事、ほめられたことのある作業は？

①好きだった仕事・得意な作業・うまくいっていること

なぜその作業が得意？得意な作業に共通することはある？

【自己評価】①に共通する作業の特徴や環境
※記載項目例A参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

自分自身が感じていること
(自己評価)

【他者評価】働く上で強みとなる作業の特徴や環境
※記載項目例Aを参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

上記項目はあなたが働くうえでの強みです。強みが活かせる作業や職場環境であれば、より働きやすいと感じたり、より自身の力が発揮できるかもしれません。

上記の強みをより多く・より長く発揮できるようにするために、自分自身でがんばれることや、会社にお願ひすることがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、その効果を検証してみてください。

作成日:

名前:

すぐ辞めてしまった仕事、しんどいと感じる仕事、やっているとよく注意された作業は？

②しんどいと感じる仕事・苦手な作業・うまくいっていないこと

なぜその作業がしんどい？苦手な作業に共通することはある？

【自己評価】②に共通する作業の特徴や環境
※記載項目例A参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

【他者評価】配慮や工夫があればできる作業の特徴や環境
※記載項目例A参照

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

上記項目が②自分の頑張りや工夫のできること ⑦場面によってできること ⑨まわりの配慮(サポート)があればできること、それぞれどれにあてはまるのが考えましょう。

②にあてはまるものがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、職場や実習先での実践を通して、その効果を検証してみてください。

続きは裏面へ

②セルフケアと配慮事項を整理するシート

なぜ使うの？

つまづきが予想されることや、うまくいっていないことへの対応策を考え、職場や実習先で実践し、その効果を検証するために使用します。

いつ使うの？

③④⑤は、特定の職場（実習先）が決まり、その環境や作業内容等が把握できた時点で使用します。⑥⑦は、その対応策を一定期間、職場（実習先）で実践したのちに使用します。

どうやって使うの？

面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら、一緒に作成します。

○○○○○○○○

自分になるために、セルフケアと配慮事項を整理するシート

作成日(③④⑤):

作成日(⑥⑦)

名前:

③苦手な(うまくいっていない・つまづきが予想される)場面

④自分でできること (セルフケア)

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

↑記載項目例Bを参照

実践できた？
実践してどんな変化があった？

⑥自分で行ったセルフケアの効果 (配慮の目的と効果)

4	
1	
4	
1	

職場や実習先での実践を通して考えた結果

自分自身が
感じていること
(自己評価)

支援者や会社
の人が、感じて
いること
(他者評価)

⑤会社をお願いすること (事業主への配慮希望)

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

↑記載項目例Cを参照

実践できた？
実践してどんな変化があった？

⑦会社(まわり)に協力してもらったことの効果 (配慮の目的と効果)

4	
1	
4	
1	

- 検討した⑤会社をお願いすること(事業主への配慮希望)を、会社へ伝えたい
- 検討した⑤会社をお願いすること(事業主への配慮希望)は、会社に伝えなくてもよい

※「会社へ伝えたい」にチェックした場合は、「合理的配慮のための対話シート」を使って伝えてみてください

ココもポイント!!

エクセル形式で作成していますので、各機関で作成している既存の様式と併用するために、一部を抜粋していただく等、必要に応じて、加工、修正していただくことが可能です。

併用できるその他の就労支援ツール

○「合理的配慮のための対話シート」(H29.4 大阪府商工労働部就業促進課が作成)

障がいのある方と事業主が、働く上での配慮事項について話し合うために使用するシート。発達障がい者のための就労サポートカードを使い、合理的配慮のための対話シートに記載する内容を整理することができます。

○「精神障がい者の就労サポートカード」(H28.5 大阪府福祉部自立支援課が作成)

職場定着に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール。精神障がいのある方が、症状の波に気づくためのサインを状態別に整理し、その状態に応じて、本人や職場、支援機関が対処することを示した「定着支援シート」など。

昨年度に引き続き令和2年度も、就労系福祉サービス事業所等を対象として、サポートカードの周知及び活用促進を図るべく研修を実施する予定です。**日程が決まり次第、市町村を通じたご連絡に加え、ホームページでも公表する予定**です。

詳しい内容や精神・発達障がい者の就労サポートカード、合理的配慮のための対話シートの様式のダウンロードは大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

大阪府では、平成30年8月に策定した「大阪府工賃向上計画〔2018（H30）～2020〕」に基づき、府内の就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上に向けた各種取組みを「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構」に委託し実施しています。

○常設相談窓口について

下記のとおり、常設相談窓口を設置していますので、お困りの方は一度御相談ください。

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

〒540-0006 大阪府中央区法円坂1-1-35 大阪市教育会館 06-6949-3551

◆相談事例

- ・「工賃引上げ計画シート」の作り方が分からない。
- ・販路開拓をどうしたらいいか分からない。
- ・専門家に相談がしたい。
- ・事業経営に悩んでいる。
- ・営業活動をしたいがノウハウがない。
- ・アドバイスが欲しい。など

○工賃向上メルマガについて

製品販売会の案内、工賃向上事例の報告会、農福連携をはじめとする各種セミナーの開催案内など、事業所に有益な情報を定期的に「工賃向上メルマガ」として発行しています。

※「工賃引上げ計画シート」に記載されたメールアドレスあてに発行しています。

○共同受注窓口について

共同受注窓口とは、障がい者が働く複数の福祉施設等に、依頼された仕事の斡旋・仲介を行う団体・グループのことで、事業受託先である「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構」にも設置していますので、お問い合わせは下記へ。

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

〒540-0006 大阪府中央区法円坂1-1-35 大阪市教育会館 06-6949-3551

○「福祉のコンビニ こさえたん」について

府内の障がい福祉施設で作られた製品等を取り扱うアンテナショップとして、府庁別館1階に設置しています。

定期的に販売する商品を募集していますので、「製品を販売したい」と希望する事業所の方は、応募してください。

詳しくは、下記ホームページを御確認ください。

○関連ホームページについて

工賃向上に関する様々な情報を下記のホームページに掲載していますので、一度御確認ください。

<http://1-challe.com/kouchin/>



○大阪府ITステーションについて

大阪府 I Tステーションでは、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者の I C Tを活用した就労支援を包括的に行うとともに、障がい者雇用を考える企業の双方を支援する「障がい者の雇用・就労支援拠点」として事業を展開しています。

○就労支援の流れ

①利用相談予約 ⇒ ②就労支援相談、スキルチェック ⇒ ③利用説明
⇒ ④ I T講習等 ⇒ ⑤就労・定着支援

○受講者要件

- ①ITを利用した就労を希望し、IT講習を受ける能力がある方。（スキルチェック、利用相談、初回受講等で総合的に判断します）
- ②大阪府在住者で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する満15歳以上の方。（精神保健福祉手帳をお持ちの方は「主治医の意見書」が必要です）
- ③上記①、②の要件を満たし、現在未就労者の方。

（就労継続支援A型事業所の利用者は就労と見なします。B型は見なしません）

※福祉サービス機関（就労移行支援事業所等）に登録されている方は、原則として支援員の方に同行いただいております。

○所在地

大阪市天王寺区上汐4丁目4-1（夕陽丘高等職業技術専門校内1階の一部及び2階）

○開館時間

月曜から金曜の9時から17時30分（休館：土曜・日曜・祝日・年末年始）

○連絡先

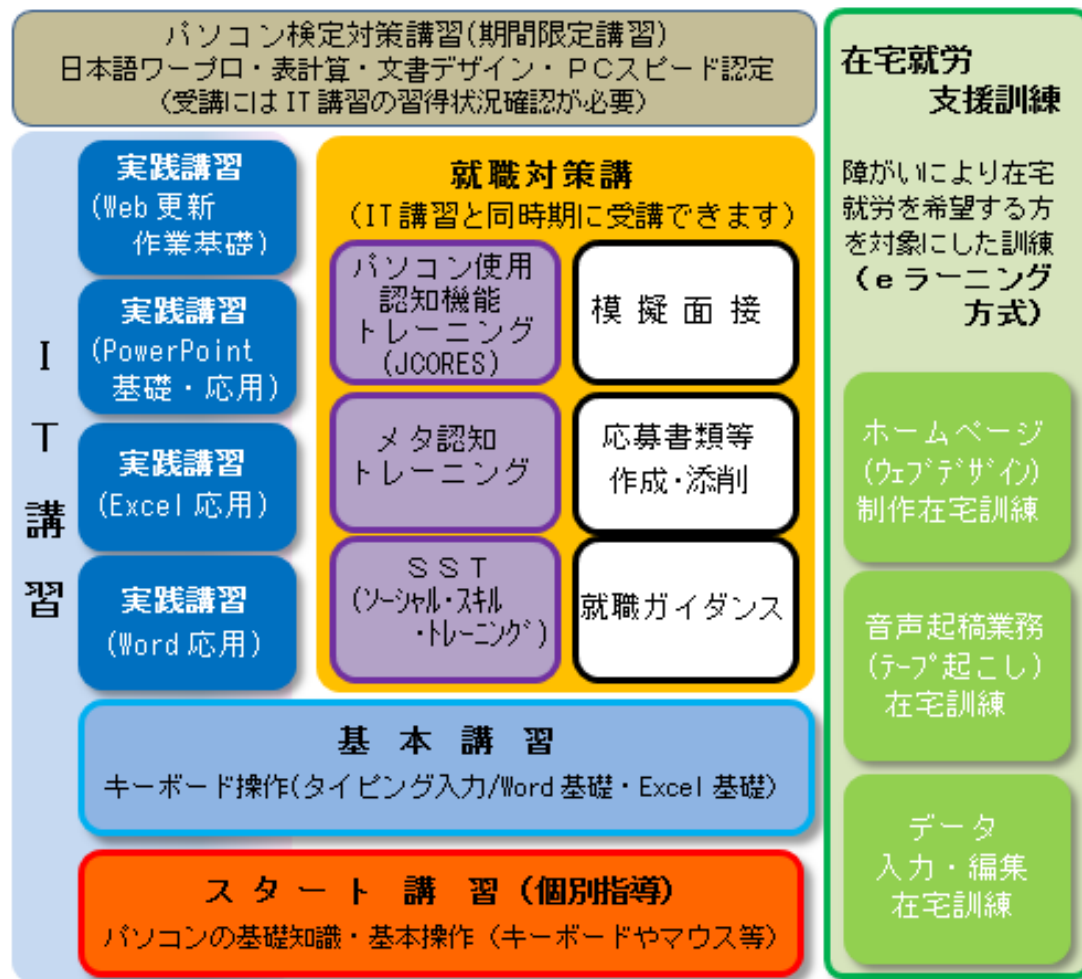
電話番号：06-6776-1222

○ホームページ

<http://www.itsapoot.jp/>

○講習等の概要

講習名等は変更になっている可能性があります。



こさえたんサポーターになって はたらく障がい者を応援しませんか？



「こさえたんサポーター」って何をするの？

障がい福祉施設の製品を買ったり、誰かに伝えてくれる人を「こさえたんサポーター」と言います。気に入った商品があれば買ってください。そして、それを誰かに伝えてください。そうしてこさえたんが大阪中に広まるのが、障がいのある人たちへの応援につながります。

こさえたんサポーターの登録方法

お名前（ニックネームでも OK）とメールアドレス、応援メッセージを記入していただくだけ。今日からあなたもこさえたんサポーター！

>> インターネットから登録する

下記大阪府のホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。

こさえたんサポーター 大阪府



>> イベント会場で登録する

障がい福祉施設の製品の販売会などで申し込みを受け付けています。

>> FAX で登録する

下記の申し込み用紙に必要事項を記入し、FAX してください。



こさえたんサポーターの皆さまには、こさえたんの事や製品の販売イベントなどをお伝えする、メールマガジンをお届けしています。



こさえたんサポーターの情報を Facebook にて発信中！
<https://www.facebook.com/cosaetan>



心をこめて、こさえたん。
ステキなものが、いっぱいあるよ。

❁ こさえたんサポーター申し込み用紙

FAX → 06-6920-3522

お名前（ニックネーム可）

メールアドレス

応援メッセージ（下記のチェックボックスにチェックしていただくだけでも構いません）

check! → こさえたん製品を購入します こさえたん製品の PR をします

お問い合わせ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT 支援グループ
TEL : 06-6944-9177 FAX : 06-6942-7215 URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/>
(事務局) 一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構
TEL : 06-6949-3551 FAX : 06-6920-3522 URL : <http://l-challe.com/kouchin/>

はたらく 障がい者を 応援しよう！



大阪では、1,000 を超える障がい福祉施設（以下、施設）において、様々な障がいのある人たちが食品・雑貨等のものづくりや下請けの仕事などに取り組んでいます。しかし、施設で懸命に働いて得られる工賃（賃金）は、ひと月で約11,000 円。これは残念ながら全国最低の水準であり、障害基礎年金等と合わせても、自立した生活をおくるには厳しい状況です。

“もっとたくさんの人に製品のことを知ってもらいたい。買ってもらいたい。”
施設で働く障がいのある人たち、それを支援する人たち皆の願いです。

もし、あなたがすてきな製品を知ってくれたら。誰かと「これいいね！」と話してくれたら。そして、買ってくれたら。小さな応援も、みんなで行動すれば大きな応援になります。あなたの応援を届けませんか。

工賃がいくらあれば、地域で自立した生活をおくることができるでしょう？

障がいのある人がグループホームで生活するにはひと月あたり約10万円必要と言われていますので、障害基礎年金等の収入と合わせると仮定して、月額工賃3万円を一つの例として考えてみましょう。大阪府内の施設で働く人たち全員が3万円受け取るには、全体で約90億円の売上が必要です。途方もない金額だと思いますか。

でも、府内の世帯数で割ると、一世帯あたり毎月たった190円です。もし、あなたが毎朝パンを食べているなら、月に一度、施設のパンを買うだけでいいのです。そう考えると、月額工賃3万円も実現できそうな気がしませんか。



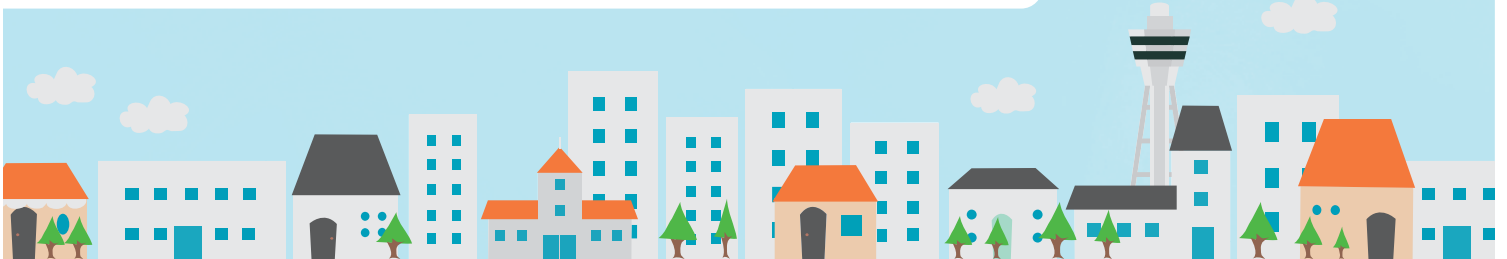
「こさえたん」って何？

大阪府内の障がい者福祉施設で作られた製品の愛称です。「こさえたん」は「作ったもの」を大阪弁で表したものです。

障がい者が作った製品ってどんなものがあるの？

おおさか障がい者就労施設ガイドにて紹介中！

<http://kyodoweb.sakura.ne.jp>



触法障がい者就労支援モデル事業『REACH-1』について

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課では、2019年度から2020年度にかけて、法務省からの委託事業として、犯罪を行った障がい者に対する就労支援モデル事業『REACH-1』を実施しています。

※リーチ（届く）は、支援が届く、目標に届く

ワン（1）は、一歩一歩すすめる という思いが込められています

事業の概要

- ・大阪地方検察庁や大阪保護観察所等と連携し、犯罪を行った者の中で、起訴猶予または有罪判決を受けたものの矯正施設に収容されなかった障がい者及び障がいの疑いのある者（以下、対象者）に対し、就労移行支援事業所等の利用を促すコーディネートを行います。
- ・大阪府に対象者を受け入れる事業所の拡大及び直接支援を担当する就労支援コーディネーター（2名）を非常勤嘱託職員として配置しており、事業スキームに沿って支援を進めます。
- ・支援を希望する方をすべて障がい福祉サービスやその他利用可能な制度（生活困窮者自立支援制度等）につなぐことを目標としています。

事業計画

支援の実施
(2019年度)



支援策の検証
効果検証
(2020年度)

今年度の取組み（モデル事業最終年度）

①支援の継続及び地域への引継ぎ

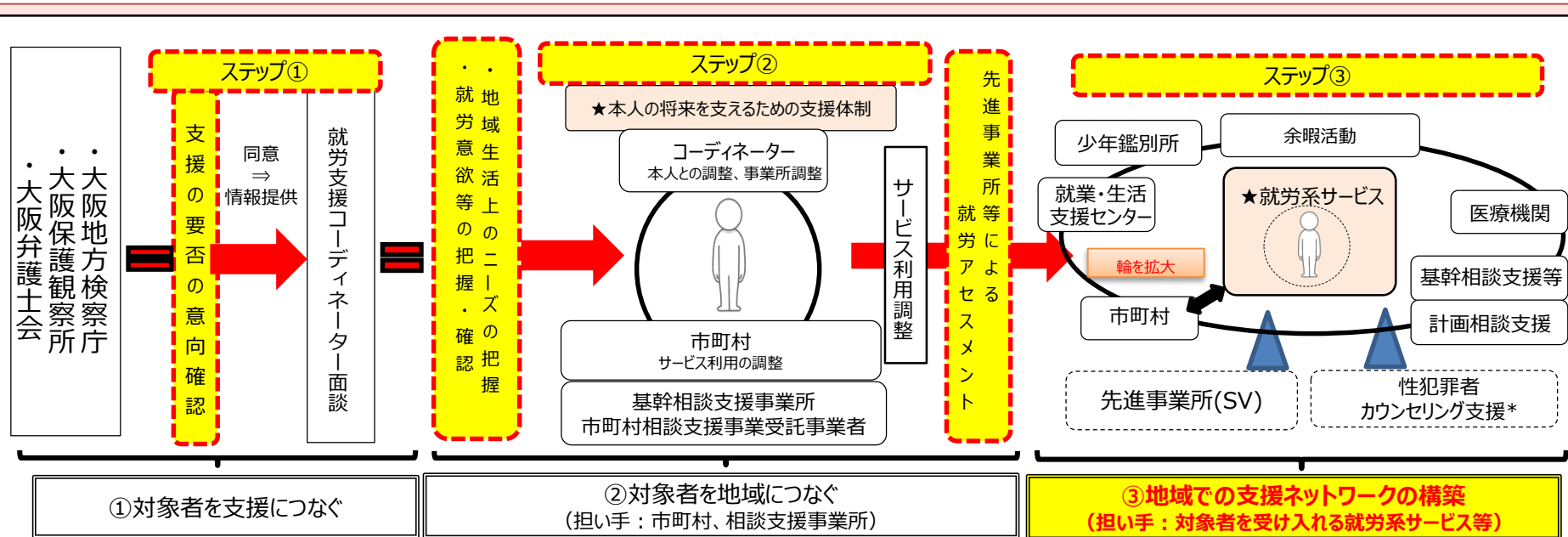
- ・新規利用者の受入れは令和2年6月末までとし、モデル事業終了となる令和3年3月に向けて、地域の関係機関との連携を深め、支援の引継ぎを順次進めていきます。
(引継いだケースにおいて、必要に応じてアフターフォローを実施します)

②効果検証及び地域への普及

- ・対象者の変化や満足度等を、評価指標を用いて見える化し、モデル事業の検証を行います。
 - ・顕在化した課題の整理や潜在ニーズ等の把握を行い、司法関係機関や地域の支援機関との連携等スキームの在り方を検証します。
- ⇒効果検証結果や支援事例を、報告書等により地域の事業所と共有することで犯罪を行った障がい者の地域での受け皿拡大を図ります。

対象者が、就労系障がい福祉サービス事業所等につながり、地域生活を継続させていくためには、地域の受入先の拡大や、居住地である市町村や基幹相談支援事業所等を軸とした支援のネットワークの構築が必要となるため、本事業の趣旨について広くご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【スキーム】支援対象者の就労系障がい福祉サービス事業所へのつなぎ（イメージ）



①対象者を支援につなぐ：

犯罪を行った者のうち、入口支援の対象となる障がいがある、もしくはその疑いのある者（以下、対象者）に対し、大阪地方検察庁、弁護士等で福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかの確認を行う。同意がある場合は本事業の就労支援コーディネーターへ情報提供し、コーディネーターとの面談の機会を設ける。

②対象者を地域につなぐ：

コーディネーターの面談により、地域でどのように暮らしていきたいか、どのようなサービス利用を希望するかなどを把握、居住地である市町村と基幹等相談支援事業所につなぐ。

③対象者を地域で受け入れる（支援ネットワークの構築へ）：

実際に犯罪を行った障がい者の支援を先進的に取り組んでいる事業所や、高い就労アセスメント力を有する事業所による就労アセスメントを実施、本人の職業準備性や特性を評価した上で、調整を行い、対象者を地域の就労系障がい福祉サービス事業所等で受け入れるとともに、支援体制を拡大し、地域で対象者を支える支援ネットワークを作る。

※地域の支援ネットワークに役割を引継いでいく。

OSAKAしごとフィールド



行みは就
くんじ活
場なめ
所がた。



OSAKAしごとフィールド スタッフ

企業向けメニュー

「長く働き続けてくれる若手の人材と出会いたい」「社員が働き続けられる環境づくりや育成方法を知りたい」
求職者と企業の双方をサポートする施設だからこそできるお手伝いをいたします。

- **人材確保に関する相談窓口**
人材確保に課題を抱えるすべての企業を対象とし、それぞれの課題に応じた支援策をご提案します。
- **採用支援セミナー・イベント**
人材の確保、企業主導型保育施設、高校生採用などをテーマに、各分野の専門講師を招き、セミナーやイベントを開催しています。
- **マッチング支援**
合同企業説明会に加え、ワークショップ形式や、カフェのような気軽な雰囲気でおこなう求職者との交流イベントを開催しています。
- **定着支援セミナー・研修**
若手社員の育成や長期定着に向け、職場環境の整備、女性の活躍推進、多様性などをテーマに、セミナーや研修を開催しています。
- **企業主導型保育事業相談窓口**
企業主導型保育施設の設置・運営に関するご相談をお受けします。助成金申請手続きや事例等を紹介するセミナーも開催しています。
- **その他のサポート**
職場体験コーディネータや、障がい者雇用のサポートもおこなっています。中核人材(プロ人材)雇用に関する相談窓口もございます。

OSAKAしごとフィールド お問い合わせ

総合受付・各種サービスのご予約

OSAKAしごとフィールドのご案内、各種サービスのご予約などを承ります。
求職者の方は困ったら、まずはこちらへ。

※FAXでお問い合わせの場合は、問い合わせ内容、氏名、連絡先、登録番号(ご登録済みの方)をご明記ください。

06-4794-9198

06-6232-8581

oshigoto@shigotofield.jp

営業時間
【平日】9:30~20:00
【土曜】9:30~16:00
(休) 日・祝・年末年始

相談時間
【平日】10:00~20:00 (19:00 受付終了)
※「働くママ応援コーナー」は10:00~17:30 (16:30 受付終了)
(休) 土・日・祝・年末年始

facebookもやっています! osakashigotofield

OSAKAしごとフィールド

http://shigotofield.jp

メンバー登録も
こちらから!



〒540-0031
大阪府大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3F

京阪線・OsakaMetro 谷町線「天満橋駅」より西へ300m
京阪線・OsakaMetro 堺筋線「北浜駅」より東へ500m

求職者向け twitter: OSF_JOBhunt

企業向け twitter: OSF_JOBoffer

2F 大阪東ハローワークコーナー

求人情報の提供・職業相談・職業紹介をおこなっています。

06-7669-9571

【平日】10:00~18:30 (休) 土・日・祝・年末年始

2F 大阪府地域若者サポートステーション

働くことについて悩んでいる15歳~49歳までのみなさまをサポートしています。相談は事前に電話予約が必要です。

06-4794-9200 http://osapo.jp/

【平日】9:30~18:00 (休) 土・日・祝・年末年始

相談時間は10:00~16:00、夜間相談は木曜18:00~20:00(不定期)

3F シニア就業促進センター

ご希望に合わせた仕事探しのアドバイスや、シニア向けセミナー・関係機関のご紹介もいたします。

06-6910-0848

【平日】9:30~17:00 (休) 土・日・祝・年末年始

3F 中小企業人材支援センター

製造関連、建設関連、運輸関連、インバウンド関連分野の37業種を中心に、中堅・中小企業様の人材確保をサポートします。

06-6910-3765

【平日】9:30~18:30 (17:30 受付終了) (休) 土・日・祝・年末年始

- **中核人材雇用戦略デスク (大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点)**
販路開拓や海外展開、事業継承の取組みなど、中堅・中小企業様の新たな成長に貢献する“中核人材”=“プロフェッショナル人材”の採用をサポートします。
06-6910-8311
【平日】9:30~18:00 (休) 土・日・祝・年末年始

- **企業主導型保育事業相談窓口**
企業主導型保育施設の開設・運営に関するご相談を承ります。
06-6232-8580
【平日】9:30~17:30 (休) 土・日・祝・年末年始

※OSAKAしごとフィールドは、大阪府 就業促進課と、OSAKAしごとフィールド総合就業支援共同企業体 (一般財団法人 大阪労働協会、NPO 法人 HELLOlife、公益財団法人大阪産業局、株式会社バナナ) が運営しています。

求職者向け メニュー	就活の進め方をアドバイス キャリアカウンセリング	自己分析から企業交流会まで セミナー・イベント・職場体験	本番さながらのシミュレーションも! 書類添削・面接特訓
	応募書類の作成、就活の調べ物に パソコン・作業スペース	求人検索、職業相談・紹介なら 大阪東ハローワークコーナー	働くママ・パパ応援! 保活相談
企業向け メニュー	課題に応じてお伺いします 人材確保に関する相談窓口	各分野の専門講師がお伝えします 採用支援セミナー・イベント	合同説明会や求職者との交流会など マッチング支援
	社員育成や職場環境整備など 定着支援セミナー・研修	保育施設の設置・運営をサポート 企業主導型保育事業相談窓口	職場体験コーディネータ、障がい者雇用、 中核人材(プロ人材)雇用のサポートなども!



企業と人が出会う場所、OSAKAしごとフィールド

OSAKAしごとフィールドは、就職活動中の方など、年齢・状況を問わず「働きたい」と思っているすべての方に
ご利用いただける総合就業支援拠点です。みなさま一人ひとりに合わせた就職活動の進め方をアドバイスし、
就職決定や働くために必要な力を身につける機会、あなたに合った企業との出会いをサポートします。

STEP 1

まずは登録！

Webサイト、またはご来館時にご登録ください。
(詳しくは右下の「登録方法」をご覧ください)



STEP 2

自分自身を整理し、就活の進め方を決定。

キャリアカウンセリングや、自己分析等のセミナーで、自分に合った就活の進め方を決定！



STEP 3

応募企業を探そう！

キャリアカウンセリング、ブックコーナーでの情報収集、ハローワークコーナーでの求人紹介や就職相談を活用して、企業を探しましょう。業界の魅力を発信する展示や、業界研究セミナーもごございます。また、企業等での職場体験を通じて、自分の適性を見極めましょう。あなたに合う職種はもっとあるかもしれません。



STEP 5

応募や選考に向けて準備。

気になる企業が見つかったら応募書類を作成。カウンセリングの中やワンポイントアドバイスコーナーで、応募に関するアドバイスや書類添削をします。書類選考が通ったら、面接特訓でシミュレーション！カウンセラーが、応募先に合わせて指導します。



STEP 6

就職後もバックアップ！

おめでとうございます！でも内定はゴールではなく、大切なのは、あなたがいきいきと働き続けていくこと。就職決定後でも、ご希望に応じて相談をお受けします。



大阪府外在住の方へ

大阪府外在住で大阪での就職をお考えの方へのサポートもおこなっています。施設内は無料のWi-Fiや電源を完備しており、パソコン(印刷可)や作業スペースなどもご利用いただけます。大阪府内での就職活動拠点にご活用ください。

スタッフ一同応援します！



ひとりで進めない就活。まずはお電話ください。
何が正解なのかわからないのが就職活動。だからこそ、ぜひわたしたちの力を借りてください。さまざまな経験を積んだスタッフが揃っています！



働くママ・パパ、応援します！
お子さま連れだと利用を迷われる方もいますが、心配ご無用！子育てと仕事の両立を、全力でサポートします。ぜひお子さまと一緒に乗り越えください。親子で参加できるセミナーも毎月開催しています。



障がいのある方もご安心を！
専門知識を持ったカウンセラーが在籍しています。また、職業訓練施設や障がい福祉サービス事業所等とも連携しています。



シニア世代もおまかせください。
身近な地域でおこなうシニア向けのセミナー、企業面接会などの情報をご紹介します。「まだまだ働きたい！」という方の生涯現役を応援！

求職者向けメニュー

「相談したい」 キャリアカウンセリング

就活の悩みや進め方に対し、これまでの仕事内容やご希望をうかがいながら、キャリアカウンセラーがマンツーマンでご相談に応じます。職場体験や就職可能性診断と組み合わせたカウンセリングも可能です。(1回45分間/初回面談後、担当制)



- | | |
|------------|---|
| こんな方におすすめ！ | <ul style="list-style-type: none"> ● 就活中や仕事に就く上での、不安や悩みを解決したい ● どんな業種が自分に向いているか知りたい ● これからの可能性を発見したり、職業選択の幅を広げたい |
|------------|---|

「参加したい」 セミナー・イベント・職場体験

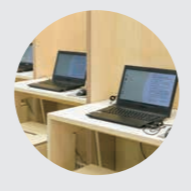
就活に役立つさまざまなセミナーやイベント、職場体験を実施しています。詳細は、毎月発行しているセミナーカレンダーやWebサイトでご確認ください。



- | | |
|----------------|--|
| こんなセミナーやっています！ | <ul style="list-style-type: none"> ● ドリンク片手にリラックスして企業担当者との交流会の開催！ ● 一流ゲストから学べるユニークな授業シリーズ！「はたらく学校」 ● ニガテとの付き合い方やヒントを手に入れる「はたらくコツノート」 ● 思考力、対応力などをグループワークで学ぶ「しごとカセセミナー」など |
|----------------|--|

「空間を利用したい」 パソコン・作業スペース

応募書類の作成などに、パソコン(印刷可)や空間をご利用いただけます。電源もごございますので、個人パソコンの持ち込みもOK！就活に役立つ本や求人誌も、自由にご覧ください。



「就活対策したい」 書類添削・面接特訓

左記のキャリアカウンセリングの中で、応募書類へのアドバイスや、本番さながらの面接シミュレーションをおこないます。
※予約不要の「ワンポイントアドバイス」(20分間・先着順)もごございます。



- | | |
|------------|--|
| こんな方におすすめ！ | <ul style="list-style-type: none"> ● 応募書類を提出前に添削してほしい ● 志望動機で、うまく想いを表現できない ● 面接で緊張してしまって、本領発揮できない |
|------------|--|

「ハローワークを利用したい」 求人情報提供・職業相談・紹介

OSAKAしごとフィールド内には、ハローワーク大阪東が運営する「大阪東ハローワークコーナー」を設置しています。全国のハローワークで受け付けた求人の中から、正社員やパートなどご希望に合ったものを効率よく探せます。求人紹介をはじめ、求人情報に関するご質問、仕事を選ぶにあたってのご相談などにご利用ください。



「保活相談を利用したい」 保育所さがし・一時保育サービス

「働くママ応援コーナー」では、キッズスペースをご用意しています。キャリアカウンセリング、各種サービスメニューを、お子さまと一緒にご利用いただけます。また、同じ建物内の連携保育所「保育ルーム キッズもみの木」では、一時保育サービス(無料)もごございます。なお、就職決定後、保育所が見つかるまで月極保育(有料)のご利用も可能です。



登録方法(求職者)

ご利用にはメンバー登録が必要です。事前にWebサイトからご登録いただくか、来館時にお願いいたします。
Web登録 QRコード▶



01 お問い合わせ(ご予約)

※一部サービスメニューには事前予約が必要です。
総合受付(06-4794-9198)までお電話ください。ご希望のメニューに合わせて詳細をご案内いたします。

02 ご来館

当日、ご案内したお時間までに、当施設2階の受付にお越しください。

03 メンバー登録

登録に必要な書類をご記入いただき、メンバーズカードを発行します。

04 ご利用

各種サービスメニューをご利用ください。2回目以降のご利用においても、事前予約が必要なメニューの場合は、お電話やご来館時にご予約ください。

※OSAKAしごとフィールドでは、ジョブカフェ(若年者のためのワンストップサービスセンター)のサービスも提供しています。

※本資料につきましては、施設で従事する配置医師の先生方や、診療報酬請求事務ご担当者さまにもご覧いただきますよう、ご配慮方よろしく申し上げます。



大阪府広報担当副知事もずやん

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

- I 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求
- II 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

◆柔道整復等の施術に係る療養費について

令和2年4月

大阪府 健康医療部 健康推進室

国民健康保険課 医療指導グループ

【お問合せ先】

TEL06-6941-0351（内線 2474、2477）

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

I. 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師等が診療を行い、以下に該当する場合は、自立支援給付、措置費等の他の給付において評価されているため、記載する診療報酬は算定できません。返還となるケースが多いことから、ご注意ください。

1. 以下の(1)～(5)のいずれかに該当する医師（以下、「配置医師」という。）が、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った医療の一部

- (1) 病院又は診療所と以下の種別の施設が合築又は併設されている場合の、当該病院又は診療所の医師
- ① 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う施設に限る。）、② 盲導犬訓練施設、③ 救護施設、④ 乳児院、⑤ 児童心理治療施設
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき指定障害者支援施設に配置されている医師
- (3) 障害者総合支援法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師
- (4) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和 41 年厚生省令第 18 号)第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、救護施設(定員 111 名以上)に配置されている医師
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 21 条第 1 項又は第 73 条第 1 項の規定に基づき、乳児院(定員 100 名以上の場合)又は児童心理治療施設に配置されている医師

指定障害者支援施設等の「配置医師」が行う診療の一部

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師（併設医療機関の医師も含む）が行った診療については、自立支援医療、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、以下の診療報酬は算定できません。

- | | | |
|-----------|-----------|--------|
| ・初診料 | ・再診料 | ・外来診療料 |
| ・オンライン診療料 | ・小児科外来診療料 | ・往診料 |

2. 施設種別ごとの算定できない診療報酬

① 指定障害者支援施設等、全ての施設の配置医師が算定できない診療報酬

指定障害者支援施設や特別養護老人ホーム等に入所している患者に対する一部の診療については、他給付で評価されていることから、以下の診療報酬は算定できません。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・特定疾患療養管理料 | ・認知症地域包括診療料 |
| ・小児かかりつけ診療料 | ・生活習慣病管理料 |
| ・退院前訪問指導料 | ・在宅自己注射指導管理料 |
| ・在宅小児低血糖症患者指導管理料 | ・在宅酸素療法指導管理料 |
| ・在宅経腸投薬指導管理料 | ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 |
| ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | ・在宅中耳加圧療法指導管理料 他22項目 |

② 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児科療養指導料

③ 乳児院（定員100名以上）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児特定疾患カウンセリング料

④ 児童心理治療施設の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・通院・在宅精神療法 | ・救急患者精神科継続支援料 |
| ・心身医学療法 | ・通院集団精神療法 |
| ・精神科作業療法 | ・精神科ショート・ケア |
| ・精神科デイ・ケア | ・精神科ナイト・ケア |
| ・精神科デイ・ナイト・ケア | ・小児特定疾患カウンセリング料 |

3. 以下の(1)～(5)のいずれかの施設に入所している患者については、配置医師（併設医療機関の医師も含む）であるか否かに関わらず、次に掲げる診療報酬の算定の対象としない。

- (1) 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）
- (2) 療養介護事業所
- (3) 救護施設(定員 111 名以上)
- (4) 乳児院(定員 100 名以上)
- (5) 児童心理治療施設

上記(1)～(5)の施設に入所している患者について、算定できない診療報酬

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ・在宅療養指導料 | |
| ・診療情報提供料(Ⅰ)(注2、注4及び注16に該当する場合に限る。) | |
| ・在宅患者訪問診療料 Ⅰ・Ⅱ | ・在宅患者共同診療料2及び3 |
| ・在宅時医学総合管理料 | ・施設入居時等医学総合管理料 |
| ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料 | |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 |
| ・訪問看護指示料 | ・介護職員喀痰吸引等指示料 |
| ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 | 他20項目 |

4. 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）における例外として、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の1により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、上記1（初再診料等）及び3（在宅療養指導料等）による取扱いの対象としない。

ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

配置医師を設置しない取扱いとしている指定障害者支援施設でも算定できない診療報酬

- | | |
|--|------------------|
| ・在宅患者訪問看護・指導料 | ・同一建物居住者訪問看護・指導料 |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・訪問看護指示料 |
| ・精神科訪問看護・指導料 | ・精神科訪問看護指示料 |
| ・訪問看護基本療養費 | ・精神科訪問看護基本療養費 |
| ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算及び看護・介護職員連携強化加算を含む。） | |
| ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。） | |
| ・訪問看護情報提供療養費 | ・訪問看護ターミナルケア療養費 |

5. 指定障害者支援施設のうち、障害者総合支援法施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行う施設では、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

自立訓練（機能訓練）を行う施設で算定できない診療報酬

- | | |
|--|------------------|
| ・在宅患者訪問看護・指導料 | ・同一建物居住者訪問看護・指導料 |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・訪問看護指示料 |
| ・精神科訪問看護・指導料 | ・精神科訪問看護指示料 |
| ・訪問看護基本療養費 | ・精神科訪問看護基本療養費 |
| ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算及び看護・介護職員連携強化加算を含む。） | |
| ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。） | |
| ・訪問看護情報提供療養費 | ・訪問看護ターミナルケア療養費 |

II. 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

指定障害者支援施設や、特別養護老人ホーム等に入所している患者に対する診療で、保険医が配置医師でない場合、算定できるケースと算定できないケースがありますので、ご注意ください。

保険医が配置医師でない場合の診療

- (1) 患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、以下の診療報酬を算定できる。
- (2) (1)に関わらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、施設の管理者の求めに応じて行った診療について、以下の診療報酬を同様に算定できる。

- ・初診料
- ・再診料(外来診療料を含む)
- ・往診料
- ・検査(医科点数表第2章第3部の検査に係る診療報酬)
- ・処置等(医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬)

ただし、入所者の求めによってではなく、医学的な健康管理のために定期的に特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等を訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師とみなされ、初診料、再診料(外来診療料を含む)及び往診料が算定できません。

個別的な入所者からの求めに対応するためのものなのかを確認の上、算定してください。

※本資料の記載事項は、厚生労働省通知文書の一部を抜粋して掲載したものです。詳しくは、「大阪府ホームページ」に掲載している、同省通知文書「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について等をご覧ください。

◆大阪府ホームページ

福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求について(施設・医療機関向け)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求

検索

【福祉施設における医療費の適正な保険請求】

- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和2年3月27日付け 保医発0327第4号)
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和2年3月27日付け 保医発0327第3号)
《「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成18年4月24日付け)
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の運用上の留意事項について》

◆柔道整復等の施術に係る療養費について

1. 経済上の利益の提供による誘引の禁止

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費(健康保険)支給の対象外です。

2. 施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります

施術種別	保険適用	○使えます	×使えません
柔道整復師の施術 (整骨院・接骨院など)		・骨折、脱臼、打撲および捻挫 (「肉ばなれ」を含む) ※骨折および脱臼は、応急の場合を除き医師の同意書などが必要です	単なる肩こりや筋肉疲労などは使えません
はり師・きゅう師の 施術 (鍼灸院など)		・医師の同意書等を得た、神経痛、 リウマチ、頸腕症候群、五十肩、 腰痛症、頸椎捻挫後遺症など ※保険医療機関で同一疾病を治療中の場合は使えません	左記以外は原則として使えません
あん摩マッサージ 指圧師の施術 (マッサージ院など)		・医師の同意書等を得た、筋まひ・ 筋萎縮・関節拘縮など、医療上の マッサージを必要とする症例	

3. 上記のうち、柔道整復施術の保険施術は施術所で行うことが原則です

○往療料を算定できる患者以外に行った施術は、保険給付の対象となりません。

～ 往療料を算定できる場合とは ～

下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合。但し、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合を除く。

～注意！～

同一家屋内の2人目以降の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定できません。

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
 - ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
 - ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。
- ※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<大阪府 旧優生保護法一時金受付・相談窓口>



電話番号 06-6944-8196 FAX 06-6910-6610 メールアドレス ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
受付時間 9:00~12:15 13:00~18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）
所在地 大阪市中央区大手前2-1-22（大阪府庁本館6階健康医療部地域保健課内）

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

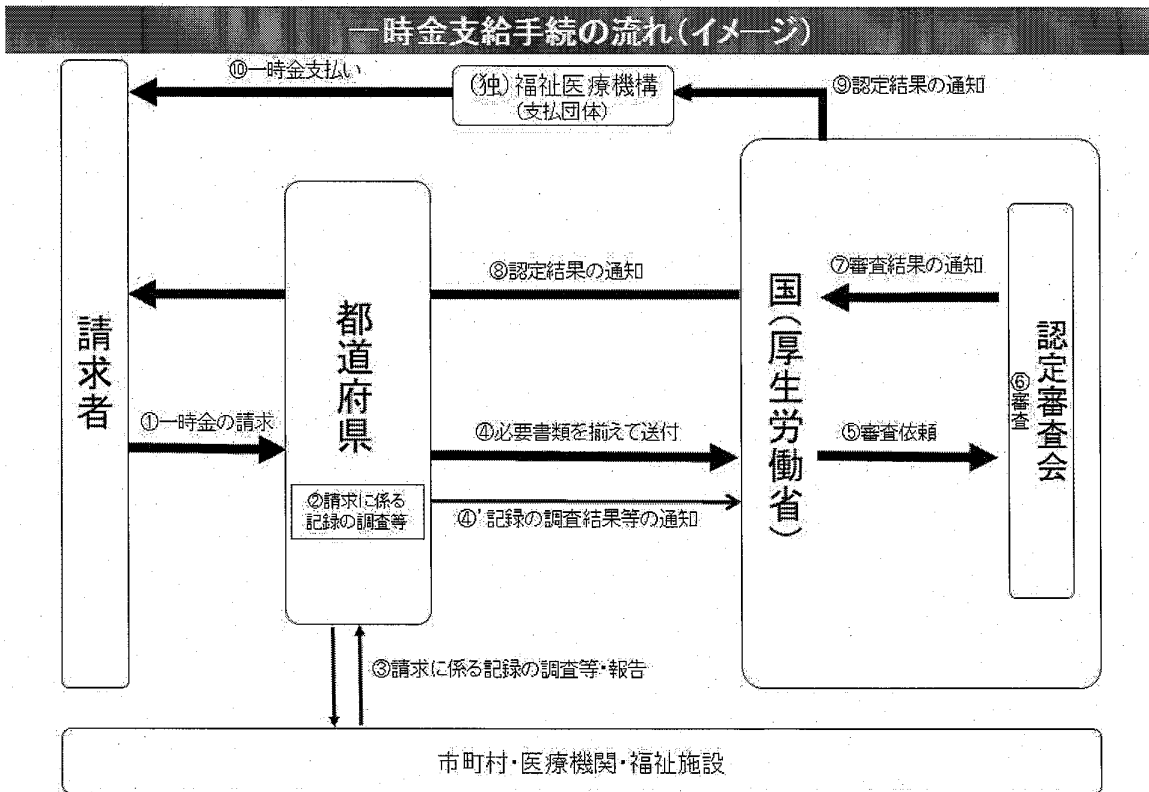


電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp
受付時間 9:30~18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。

※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

令和2年10月サービス提供分以降の障害福祉にかかる審査支払事務について

概要

平成30年4月から審査基準の見直しが実施され、平成30年10月サービス提供分から「第1段階」として、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの等については、国保連合会の審査にて返戻となっております。

今年度については「第3段階」として、4月サービス提供分から新たな「★警告（エラー移行対象）」が発生し、10月サービス提供分から国保連合会の一次審査にて返戻となります。

警告について

警告とは、国保連合会の一次審査では判断ができず、市町村等の二次審査での判断になるものを指します。

【警告の種類について】

※：警告 ▲：警告（重度） ★：警告（エラー移行対象）

『※：警告』・『▲：警告（重度）』・『★：警告（エラー移行対象）』が発生した場合、市町村における二次審査にて返戻対象となる場合があるため、請求内容のご確認をお願いします。

【★：警告（エラー移行対象）について】

令和2年10月サービス提供分以降は、国保連合会の一次審査にてエラー（返戻）となりますので、エラー（返戻）に移行するまでに、必ず請求内容のご確認をお願いします。

※なお、令和2年5月審査から、★：警告（エラー移行対象）が発生している事業所については、別途本会から電子請求受付システムにて通知を行っておりますので、必ずご確認をお願いします。

5月サービス提供分で発生している★：警告（エラー移行対象）上位7項目

エラーコード	内容
EG61	★資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
PC24	★受付：事業所台帳の「法人等種別」または「指定管理者制度適用区分」の登録内容に該当する請求ではありません
PB21	★受付：事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
EG50	★資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります
PK26	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PC19	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PC21	★受付：事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません

※「★警告（エラー移行対象）一覧」や「エラー対応マニュアル」については、『大阪府国保連合会HP（次面URL参照）> 障がい福祉事業所等の皆様 > 参考資料』をご参照ください。

事業所向けインターネット情報公開支援サービス「Oh!Shien」について

概要

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：本会）独自システムである「Oh!Shien」は無償で使用できるシステムとなっており、事業所が本会に提出した請求情報に対する審査結果を公開しております。

機能について

- 受給者（利用者）ごとの請求金額の確認
- 過去2年間分の請求履歴の閲覧や通知文書の取得

例)「処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」が必要な時なども取得できます。

- 請求締切後、請求情報（エラー内容等）の確認及び差し替えが可能

毎月請求締切後の翌営業日午後から当月請求分のエラー等（※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）・エラー）の確認ができます。3営業日目の16時までは差し替え期間とし、「Oh!Shien」にて削除依頼を行い、「電子請求受付システム」にて正しい請求情報を送信することで請求データの差し替えが行えます。

Oh!Shienの請求状況画面について

到達番号ごとに内容が表示されます。

到達番号	種別	サービス提供年月	明細件数	エラー件数	警告件数	取込エラー有無	印刷日時	詳細
0001	K11	令和2年04月	19	3	0	無		
0002	K11	令和2年05月	20	20	0	1		
0003	K41	令和2年04月	2	0	0	0		
0004	K41	令和2年05月	2	0	0	0		
0005	K11	令和2年04月	19	2	0	0		
0006	K11	令和2年05月	20	2	0	0		

受給者ごとにエラーと警告の内容確認ができます。

【見方】

※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）
（印が無いものは返戻（エラー分）となります。）

到達番号	種別	サービス提供年月	明細件数	エラー件数	警告件数	取込エラー有無	印刷日時	エラー内容
0001	K11	令和2年04月	19	3	0	無		※付: 障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有償/上乗せ管理事業所の協定情報が登録されていません。
0002	K11	令和2年05月	20	20	0	1		※付: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。
0003	K11	令和2年04月	19	2	0	0		※付: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。
0004	K11	令和2年05月	20	2	0	0		※付: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。
0005	K11	令和2年04月	19	2	0	0		※付: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。
0006	K11	令和2年05月	20	2	0	0		※付: 障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有償/上乗せ管理事業所の協定情報が登録されていません。

「Oh!Shien」の詳しい内容・設定方法について

詳細な設定方法やマニュアルについては、本会ホームページをご参照ください。

URL <http://www.osakakokuhoren.jp/>

大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 電子請求関連 > 事業所向けインターネット情報公開サービス（Oh!Shien）のホームページ

◆問い合わせ先

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課 障がい福祉係 (06) 6949-5436